

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和4年第4回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和4年12月20日(火) 開会：午前9時30分 閉会：午後 2時50分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第77号 工事請負契約の締結について

議案第81号 筑西市体育施設における指定管理者の指定について

議案第85号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(分割付託)

議案第91号 筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について

議案第92号 令和4年度筑西市一般会計補正予算(第6号)のうち所管の補正予算

議案第93号 令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第94号 令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第95号 令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第3号)

請願第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に係る購入補助を求める請願

請願第5号 スクールバスの通学方法の再検討に関する請願

4 出席委員

委員長 三澤 隆一君 副委員長 鈴木 一樹君

委員 水柿 美幸君 委員 津田 修君 委員 真次 洋行君

委員 仁平 正巳君 委員 三浦 譲君 委員 箱守 茂樹君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

委員長 三澤 隆一

○委員長（三澤隆一君） それでは、ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について、審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願2件を審査していただき、その後執行部に入室していただき、契約議案1案、指定管理議案1案、条例議案2案、補正予算議案4案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） また、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合は挙手を願います。

それではまず、請願第3号「加齢性難聴者の補聴器購入に係る購入補助を求める請願」について審査を願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述を簡潔にお願いいたします。

○請願提出者 おはようございます。まず最初に、私、年金者組合の〇と申します。本日は、よろしくお願い申し上げます。また、このような場を設けていただきまして、誠にありがとうございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

早速入りたいと思いますが……

○委員長（三澤隆一君） 着座でどうぞ。

○請願提出者 着座してやらさせていただきます。

私は、全日本年金者組合の〇と申しますけれども、年金者組合は何分にも高齢者で組織されております。それで、今回新日本婦人の会筑西支部との共同の提案となっています。昨年から取り組みまして、881名の署名を集めて請願させていただきました。

また、年金者組合としても、高齢者の難聴に係る問題は、地域、高齢者の問題としても取り組まなければならない問題でもあります。難聴者への聞こえの支援拡充は、生活の質を向上させる上でも重要な課題であり、取り組んでいるところでございます。

また、難聴になれば家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や人と会う機会も減ってきてしまいますし、そしてまた国のオレンジプランの中でも難聴が認知症の原因とも言われております。

昨年までは、補聴器の助成が実施されている自治体が35余りだったのが、今年の10月時点で114に増えています。ちなみに、茨城県では古河市だけでしたが、来年4月から城里町でも実施される予定となっています。また、採択されているのも土浦支部が最初で、牛久、取手などでも請願が採択されております。

何分にも補聴器というのは高価であって、ちなみに私たち年金者組合の中でも最近3人の方が補聴器を購入されて、1人の方が10万円で、もう一方が20万円を超えていて、もう一方が30万円です。補聴器をつけることによって、今まで外に出たくなかったのが、外へ出て人と話ができるようになったとか、あるいはその家庭の中でも邪魔者扱いにされないとか、やっぱり人と話ができるようになって、気持ちが楽になったとか、明るくなったと申しておりました。

ほかにも、あと高いので、なかなか実際は耳が不自由であってもそのままにしておくために、かえって進んでしまうというか、そんなことも言われております。認知症の予防という意味ではあっても、また予防だけでなく、一時的には市でこの予算を取るというのは負担になると思いますけれども、長い目で見れば認知症が遅れるわけですから、かえって予防のためにも補聴器補助をしたほうがいいのではないかなと考えています。ぜひこの委員会で採択されればいいなと思っております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） ありがとうございます。以上でよろしいですね。大丈夫ですか。

○請願提出者 すみません。

○委員長（三澤隆一君） どうぞ。

○請願提出者 私は、同じく年金者組合の、下館支部の支部長しています〇〇〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

難聴といいますか、耳が聞こえないということは、障害者の方だけでなく、やっぱり年を重ねてくると、どうしてもいろいろな部分弱くなるといいますか、例えば目でもそう、口の中の、口腔でも同じだと思うのですけれども、すり減ってきてしまっているというか、それを補うために歯でしたら入れ歯とか、目でしたら白内障の手術とかいろいろな部分があると思うのですけれども、それを補うためにも。耳の場合にやっぱりこれを補うためには補聴器というふうになるかと思うのです。

やっぱりさっきも請願提出者が話したけれども、表に出るためには会話ができないと元気になる。やっぱり健康寿命というのが一番だと思うので、そのためにも、健康寿命を維持するためにも補聴器というふうなことが、私ども団体の中でも、高齢者の会議の中でもそういうことが出ています。やっぱり元気な人は、話ができるから声も元気なのです、大きくて。やっぱり今長寿で100歳までというふうな話も出ていますし、やっぱり生きているだけではなくて、外でも行動できる。これが話ができるということは認知症にもならないといえますか、そういう自分で活動できる場を設定するためにもそういうやっぱり補助具をつけてもらって、元気に行動してもらいたいと。そういうことがこの補聴器のことについて私どもは考えて、あとはやっぱり高齢者になりますと収入もないですから、購入するのにもためらってしまうわけですが、そういうためにもぜひともこの補聴器の購入の補助に当たっては、ぜひ皆さん方、先生方に検討していただければと、そういう思いで今回の提案となったわけです。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して質疑はございますか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 補聴器の購入は、もちろん早めにつけたほうが認知症予防にもいいと思うのですけれども、買った人が調整に何か苦労しているようなのをよく見かけるのです。そういう調整のほうもどうしたらいいのかと、しやすくするという必要なのかなというふうに思うし、新聞などではそこまで補助対象にしているというところも出てきているようなので、その辺は事例とか、考えというのはどうなのでしょう。

○委員長（三澤隆一君） お願いいたします。

○請願提出者 まず、作る段階で3か月とか6か月かかって、またある程度5年とか6年とかたつと、調

整とかしないと使えない、やっぱりするのに費用がかかってしまうみたいです。ほかにもまた電池を交換、最近買った人ですけれども、10日ぐらいしか電池がもたないというのです。年間……

○委員（三浦 譲君） 10日。

○請願提出者 はい。10日ぐらいしかもたなくて、年間6,000円ぐらいかかると言っていました。だから、その電池代だけでも出してくれればなってそこまで言っていました。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） やっているところの事例を教えてくださいなと思うのですが。分かれば。

○請願提出者 最近、城里町で、来年の4月からですね、補助が出るということで、医師の診断書は要らない、購入の補助額は1万円で、補助金の回数は5年ごとに1回かな。ちょっと待ってください。

○委員（三浦 譲君） 後で資料で頂けるとありがたいのですが。

○請願提出者 後で資料で。

○委員長（三澤隆一君） よろしくをお願いします。

三浦委員、ほかにありますか。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 補聴器に関わるいわゆる補助金を欲しいわけですね、具体的には。全体的な請願の趣旨はよく理解できました。ただ、場合によっては、そういう悪い人はいないと思うのですけれども、実際に健常者であっても、今聞こえているにもかかわらず、医師の診断書がなくても例えば補助金が出ると、取りあえず先におこうかなというような人もなきにしもあらずですから、金額が例えば、執行部のほうでどういう案を出してくるか分かりませんが、今後。5万円から50万円というのは非常にばらつきが金額的にあるわけで、段階的に例えば家電なんかでも5万円までは1万円の補助とか、10万円までは2万円の補助とかって段階的になるかもしれませんが、やはり医師の、耳鼻科の先生の診断書が必要ではないかと思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

○委員長（三澤隆一君） 説明をお願いします。

○請願提出者 私どもは、取りあえず購入のきっかけをとといいますか、本当に両耳聞こえない人と片耳聞こえない人いるのですけれども、そのところは買うに当たって、なかなか今こういう状況で年金なんかも下げられていますし、生活も大変なので、文化的な生活をするためには話を通じて、聞こえて、やり取りができるということで元気になってもらう、やっぱり元気になってもらうことが一番の目安なので、本当に毎日を楽しく生活してもらおうと、それが一番の課題なので、金額もそうですけれども、取りあえず購入のきっかけにしてもらえばというふうに思っております。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 要するに補助金を出してほしいという趣旨は分かっていますので、今後執行部のほうで多分精査して、医師の診断書が必要か、金額はどの程度なのかということをやってくると思うのですが。私は、この趣旨には賛成したいと思います。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 今、三浦委員と仁平委員が言ったことと重複するかもしれませんが、補聴器をつけた場合、よく私の父親も補聴器をつけていたのですけれども、ノイズがひどくて、すぐもう使わ

ないという形で、だから今はかなりのあれになってしまいますけれども、変わっていると思うのですけれども、そういうこともあったりして、せっかく孫たちが買ってあげたのに、そういうのがあったものですから、实际的にだからどうなのかなと思って。その辺が今はもうかなり進んでいい性能が。値段的にも確かに私もいろいろ調べたのです。5万円から50万円ぐらいの差があるのです。それは、どういうところが高額の場合だと安いやつとは違うのか、その辺についてもどうなのかなと思っているのですけれども。補助金についての話はそれなりにあるのですけれども、現状的にはどうなのですか。高額のほうがやっぱり性能がいいということなのか。普通の人であればなかなか買えないですよね、50万円というの。そうすると、やっぱり多分10万円前後の人が多いのではないかなと思うのですけれども。その辺の差というのはどういうところがあるのですか。分かれば。

○委員長（三澤隆一君） どうですか。分かりますか。

では、請願提出者の方、お願いします。

○請願提出者 3人の方の聞いた話では、安いといったら、10万円近くするのですけれども、やっぱり調整しても、もう何回か調整しているみたいなののですけれども、ざあざあして、つければ話はできるのですけれども、それで話すときだけつけば、年中つけるというわけにはいかないみたいです、ほかの雑音が入ってしまって。やっぱり高いやつは見た目もよくて、つけているかつけていないかが分からないのです。要するに耳の型を取って作るみたいなのです。また、もう一人聞いたので、初めて分かったのが、耳の聞こえないほうではなくて、聞こえるほうにつけるそうです。そうなのかと初めて、そんなことも聞いて分かりました。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） どうですか。

真次委員。

○委員（真次洋行君） やっぱり値段が高いほうが性能がいいということになりますよね。分かりました。そういう意味では、確かに難聴の人結構いらっしゃるので、私も友人もいますし。そういう中ではあれなののですけれども。分かりました。大体趣旨は理解していますので、その辺はこれからの検討です。執行部との打合せになってしまいますけれども。

私のほうからは以上です。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 趣旨は本当によく分かるのですが、具体的な申請、こういったことを申請したい具体的なこと、例えば城里町では1回1万円で5年に1回というような話が出ておりましたが、今回申請、補聴器も5万円から50万円とかなり幅が広い、そういったものの中で補聴器に対して補助をお願いしたい。では、具体的に補助を請願する、具体的には例えば幾らとか何%とか、そういうようなものは今回はそこまではないのですね。ちょっと確認。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。分かる範囲で。

○請願提出者 ここにはほかの公共団体のあるのですけれども、3万円とか2万円、3万5,000円、飛び抜けて多いのは港区の17万円とかありますけれども、3万円とかですね、多いのは二、三万円。所得制限が、住民税が非課税の世帯は丸々出るけれども、税金が払えるところですか、は半分だとかとなっているとこ

ろもあります。

○委員長（三澤隆一君） 箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） そういうようなことで、よその例は今教えていただきましたが、今回の申請には具体的にそういったものは、そこまでは踏み込んでいないということですね。それだけちょっと確認したい。

○委員長（三澤隆一君） どうですか。そこまでは考えていないということで。

○請願提出者 そうですね。やっぱり最低でも2万円ぐらい出していただければ、具体的にと言われれば、と思うのです。それでも、15万円だ20万円だと言われたら、1割程度ですけれども。ただ、補聴器が税金の控除の対象になるらしいのです。今までなかったのがこの18年からですか、医師の診断書とか何かでは駄目で、それができるようになったとか書いてありました。

○委員長（三澤隆一君） いかがですか。よろしいですか。

○委員（箱守茂樹君） いいです。

○委員長（三澤隆一君） 津田委員。

○委員（津田 修君） では、ちょっと参考までに。私、補聴器つけているのです。1年半ぐらいかな、つけ始まってから。金額が高いやつと安いやつがあるでしょう。多分ご存じだと思うのですけれども。充電のできるやつ、それと性能のいいやつ、それが30万円とか50万円とかするのです。私がつけているのは2万9,800円なのです。これは電池なのですね。電池の一つが、朝から晩までつけているとそんなでもないのですが、私は大体1日に五、六時間かな、そのぐらいつけて26日間ぐらいもつのです。計算して、いつ取り替えた、いつ取り替えたってやっているのだけれども、大体20日から25日ぐらいまでもちます。1日に五、六時間やって。この電池が6個で九百幾らです。今、補聴器大分性能がよくなって、あれになるので、確かに私もこれは趣旨は十分に分かりますので。

私も医者の方に相談に行ったのです、最初に。したら、あなたかけなくても大丈夫ですよというふうなことが言われたのです。要するに会話ができる程度のもの、これはやっぱり補聴器なんか必要ないというのだよね。それで、会話ができるということは、遠くではやっぱり聞けませんから。ある程度1メートルなり2メートルであれば会話は十分にできるのです。だから、そういうこともあるから、やっぱり補助する場合にも診断書とか何かをびっしりつけるとか、耳の聞こえる聞こえないの程度、これなんかもやっぱりしっかりして、規格と言ったらあれだけれども、そういう基準みたいなものがやっぱり医者の診断書をつけてやるとか。だから、私、30万円、50万円の補聴器は今のところ必要ないと思います、ふだんに生活している分には。これ2万9,800円だから。今、随分よくできているようになっています。十分趣旨は分かります。私もそういう状態でつけていますから。参考までに。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。大丈夫ですね。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 分かりました。

それでは、ないようですので、これで説明終わります。

では、説明者の方はご退席願いたいと思います。ありがとうございました。

〔請願提出者退席〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、請願第3号について協議を願います。

ご意見等ございますでしょうか。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 今、出されたこの内容については、異存はありませんけれども、やっぱりこれからする場合、先ほどあったようにやっぱり医師の診断書とか、金額の上限とか、そういうものも必要になってくるのではないかなと思うので、その辺は考慮した形で福祉文教委員会としては賛成ということでもらいたいと、そういうふうに私は思います。先ほど言ったように、調べたら結構高額なのです。津田委員が言ったように、安いやつは2万何ぼからって、本当にその辺の程度があるので、その辺はどうするかはこれから、我々としてはこの案で賛成だけれども、私ですよ、賛成だけれども、そういうある意味の縛りというか、その辺を決めて提出したらいいのではないかとそういうふうに考えていますから。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 今回は、申請はもう願意妥当だと思うのですが、願意妥当。ただ、具体的にどうするかということになると、いろいろなものもう1回精査して、よその事例を見ながら、さっき言ったいろいろな幅広いものですから、願意は妥当なのだけれども、どのような補助の仕方すること、もう少しよく精査して行政のほうでやってもらって、そういうようなことで進めていけたらどうかと、そういうようなことで。

○委員長（三澤隆一君） 分かりました。

ほかによろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、これより採決をいたします。

請願第3号「加齢性難聴者の補聴器購入に係る購入補助を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本件は採択と決しました。

以上で請願の審査を終了いたします。

それでは、参加者の報告用紙を回収させていただきます。

次に、請願第5号「スクールバスの通学方法の再検討に関する請願」について審査を願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述を簡潔にお願いいたします。

どうぞ。よろしくお願いします。

○請願提出者 今回、この請願を出すに至ったのは、子供たちの安全と保護者の安心を一番に考えてほしいということから、請願を出すことに決めました。

まず、何でこの請願を出そうと決めたのかというのは、9月に各小学校でスクールバスに対しての説明会があったのですが、そのときに教育委員会のほうから説明はあったのですが、保護者からの質問に対しては、腑に落ちるような返事をもらえなかったというところと、説明の繰り返しだったというところで、説明会の後に保護者の方から、スクールバスの乗降所を決めるに当たって、距離ではなく全

員が乗れるルートを決めたらいいのではないかという意見が一番多かったのです。このまま筑西市のモデル校として、明野五葉学園をモデル校としていくには、今後明野以外の関城だったり、下館だったりが小中一貫校にするとしたときに、市民が反対するのではないかなというのがちょっとそこは思いました。

今回、368名の方がそういう賛同をしてもらって、その中で最も意見が多かったのが、やっぱり乗降所を増やしてほしいというところでした。乗降所を増やすにもお金がかかることは保護者の方みんな分かっていて、大変なのは分かるのですが、子供たちの安全のためには増やしてほしいという意見がやっぱり一番多かったです。今、大村小学校周辺に新築の家がたくさんあると思うのですが、その方たちに話を聞くと、やっぱり近隣の小学校へ通わせるために小学校の近くに家を建てましたという方が多くて、大村小学校に通わせるためにここに建てたのに、私たちの希望どおりの小学校に通えるのではなく、いつの間にか明野五葉学園という小中一貫校になってしまい、小学校までの距離が遠くなって、バスに乗れずに徒歩で通えと言われている、そのときの考えとはまた違った不安が増えてしまったというところで、距離が遠くなってしまいうのにバスに乗れないのは何でなのだろうという意見も多かったです。

あとは、今の明野中学校までの通学路に歩道が結構少なく、なおかつ通勤ラッシュもあるので、交通量も多いのです。交通量が多いところに小学生プラス中学生も自転車と同じところに通学するわけです。そうすると、小学生だけでなく、自転車を通う子も危険にさらされる、小学生をよけようとして自転車も道路にはみ出してしまっというおそれもあるのではないかというのもあって、なるべく子供たちの安全を考えるのであれば、バスで通わせたいというのが一番です。

説明があったときに、ちょっと耳にしたのは、やっぱり昔は歩いてみたいなのを聞いたことがあって、その昔っていつのことなのというのが一番私は疑問に思っ、そのときの環境、6月、7月の環境なんかは今と全然違って、もう6月で梅雨明けの明けない頃から子供たち汗だくで通っているのです、ランドセルで。1回着替えてもいいのではないかというぐらい汗をかきながら学校まで行く。今熱中症で騒がれているのに、その短い距離ですら汗をかいているのに、それプラス2倍、3倍になる距離を歩かなければいけないとなったら、やっぱり親は不安でしょうがないというところと、あとは低学年はもう本当に動きが読めないで、親がついていてもやっぱり興味があるところに飛び出してしまう。ちょっと犬がほえたときに驚いて道路に飛び出してしまった子とかも私見ているのです。そのときまたま車は通っていなかったで大丈夫だったのですが、もし車通ってきていたらひかれてしまったなという状況ではあったので、そういう本当に読めない行動を子供はするのです。なので、そういう危険も避けたいというところと、この小中一貫にするというところは、私たち保護者が希望して小中一貫校にしてくれと言ったわけではなく、いつの間にかこういうふうに決まっ、こういうふうに決まりました、小中一貫校にします、遠い人はバスで通わせます、近くの人歩きますよという、もう決まったことを説明されるだけで、市民の意見というか、もし小中一貫が嫌ですといったことはやっぱり絶対通らないわけではないです。だから、決められたことに従うというのがちょっと腑に落ちなくて、小中一貫校にしてくださいって言ったわけではないのに、バスにも乗れませんと言われてしまっ、やっぱり不安な保護者の方はたくさんいたので、もちろん高学年の親御さんたちは歩けない距離でもないかもしれないという意見はあったのですが、でもうちは高学年だけでも、歩けるけれども、低学年のことを考えたり、これから幼稚園に通っている子たちが1年生になったときのことを考えると、やっぱりかわいそうだよという声は多かったのです。なので、バスの利用というのは本当大事なのだなというのはつくづく感じています。

それと、あとは最近あったのは、中学校までの道路で、自動車の単独事故も起きていたという情報も入ったりして、本当に事故が多い道路なのだなというのは感じています。

あとは、朝登校班で通学するときは人数が数人いるので、1人で学校に行くことはないかもしれないのですけれども、帰りは学童を利用する子が多いので、どうしても少人数になってしまうので、低学年でも1人で下校する子が増えてしまう。なので、やっぱり朝は乗れなくても、帰りにバスを乗れたらいいのになという意見もそのときにあったのですけれども、それはできませんという答えだったので、何かそれもおかしいなと思っていて、だったらもう本当に全員バスに乗れるようにしてくださいというしかなかったのです、こういう請願を出すということに至りました。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○請願提出者 はい。

○委員長（三澤隆一君） ほかの2人の方は何かございますか。

○請願提出者 事務局の方からは、3キロメートル以上ということで説明があったのですけれども、私たち説明会で結構いろいろ意見も出したのですが、一言何を言うかな、どんな答えが返ってくるかなと思うと、大体皆さん3キロメートル以上がまず目安ですから。それでは、やっぱり保護者は納得がいかないわけです。

実際、私今明野図書館の辺りから子供と一緒に登校しているのですけれども、あそこは県道131号とぶつかる道になるわけです。そのところで、中学生が大川の歩道から来て、転倒している子をこの半年以内の間に二、三人は見ているし、大川の歩道を、最後坂道になっていて、またさらに大きな通りに出ると、131号のところの歩道に出ると坂道になるのですけれども、その坂道上ってまたさらにおうちがあるので、1人分しか通れないスペースがあるのです。その坂道を上り切るために中学生たちも苦戦していますし、例えば今はすれ違いなのでそういうことはないのですけれども、同じ方向を向いて行くわけですから、当然1人分しか通れない歩道のところに入ってしまったときに、どういうふうにお互い譲り合うかとか、いろいろ問題があるのです。どうしても中学生まだ、私たちもそうだったように、友達と一緒に話しながら楽しく登校したいという子が多くて、大村小学校の前の通りとかも朝とか普通に二、三列で広がって自転車で登校していくのですけれども、それに関してもやっぱり危ないので。田んぼに突っ込んでしまっている子もたまにいますし、そこに同じ方向を向いて子供たちが一緒に行くとするとさらに危険が増えます。

県道131号を上っていく途中で、中学校の前の通り、カフェがある通りがあるので、そこに皆さん大体中学生行くわけですから、横断歩道を渡るためにその信号もない。毎朝毎朝、恐らく中学生のお母さんだと思うのですけれども、立哨を2人でして、片方が下妻方面から来る車を止めて、片方が下から、真壁方面から上がった車を止めてようやく子供たちが自転車で渡っていくというのもよく見ているので、かなり危ないと感じています。歩道がないことももちろん危ないと感じています。

なので、今回子供たち、ちょっと夏場の話も出ていましたけれども、今ランドセルってすごく重くて、タブレットとか入れて持ち帰ると、恐らく5キロぐらいはきっとランドセル自体が重さがあります。それを毎日背負って、結構あの坂はきつい坂道なので、それを上っていくというのはすごく、例えば低学年の子供たちにとってはきついのではないかなと感じています。実際女の子の保護者の方からは、この状態で、特に夏場あの坂を上って登校するというのはすごく負担がかかる、体力はつくだろうけれども、ちょっときついのではないかなという意見も出ています。なので、今回できればその3キロメートルという距離に

かわらず、希望している子が全員バスに乗れる環境を求めていきたいなと私たちは考えています。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して質疑をお願いいたします。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 質疑になるかどうか、いずれにしても私と水柿委員、それから鈴木委員は、明野の事情よく知っています。今の説明聞いていても、当然具体的に目に浮かぶ情景ですけれども。つまり小学校に上がるまではどこの保育園、幼稚園でもバスが迎えに来ていたわけです。それがたった月を越ただけで、今度は5キロもある重いランドセルを背負って、夏の暑い日、冬の寒い日、風の日も雨の日も、大村地区は特に今言った坂道を上らなければならない。非常に道路も狭い場所があつて、中学生と一緒に時間帯に登校するという事は非常に危険が伴う。また、夕暮れ時の安心安全な環境も実際には全部整っていない。例えば3キロメートルというふうに決めてしまうと、3キロメートルってどのぐらいあるかといいますと、下館駅から北口下りて旧50号の田町の交差点まで700メートルです。それを2往復するので。これ真つすぐの平たんですから。それが1年、2年、3年生、いわゆる低学年の子供がランドセルを背負って2往復するという距離は非常に長い距離ですよ。先ほども触れられましたけれども、大村小学校は割と中規模というか、しっかりした小学校だったのに、急に明野五葉学園になって、それはそれとして、今度そこから倍も3倍も通うということは、保護者としては我が子を思う気持ちは当然不安だらけだと思うのです。

本来ならば、PTA会長さんが代表として会議に出ていると思うのですが、その会長さんに保護者全体の意見が集約されていっているかといったら非常に疑問ですよ。ですから、これ3キロメートルってぴたっと決めないで、これはもう1度考え直す必要があると思います。冒頭に言われた明野五葉学園が筑西地区の小中一貫校のモデル校になるのだとすれば、3キロメートルと決めたらあとずっと3キロメートルになってしまいますから。水柿委員も言っていましたけれども、2キロメートルの学校も、近隣市町村にはあります。だから、距離で決めないで、もう1度この問題は原点に立ち返って、保護者の意見は十分に吸い上げて決めても、令和6年開校ですから、まだまだ時間ありますから、もう1度考え直すべきだと私は思います。質問ではなくて意見になってしまいましたけれども。と思うのですけれども。

○委員長（三澤隆一君） 分かりました。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 初めて説明者として登壇していただいて緊張されたかと思うのですが。本当に皆さん趣旨は分かっていたかと思うのですが、1点ちょっと確認させていただきます。準備委員会からとか、準備委員会だよりというのが年に2回ぐらい発行されていたと思うのですが、先ほど仁平委員もおっしゃっていましたが、準備委員会に行っている方との意見交流とか、意見の吸い上げとか、ブラッシュアップとか、そういうのがなされていたのかちょっとそれをお聞きします。

○委員長（三澤隆一君） 説明をお願いいたします。

○請願提出者 これまで進められてきた、準備委員会さんが進められてきた過程というのは、お母さん方はほぼ知らずです。意思疎通ができていたかというところでできてはいませんでした。

P T A役員さんとか学校代表者の方も多分そこに行かれていると思うのですが、そこに対しての保護者がそこに意見を届けるつてもないというか、どこに保護者のこの気持ちを伝えていいかというのも実際分からない状態でここまで来てしまったというのがあります。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 私もこの9月の保護者説明会、5つの小学校参加させていただいたというか、後ろで見守っていたのですが、その会場を後にしたときに、その場ではなかなか意見が言えない雰囲気というか、先ほどおっしゃったように、説明の繰り返しということで、外に出たときにすごく皆さん思いの丈を言ってくださる方たちがいて、これほど意見が多いのだなということに改めて気がついたのですが、その学校や代表の方たちも準備委員会では何も言っていないわけではなく、すごく大事なこと、やっぱり全員バスのほうがいいのではないかと、低学年だけでもバスがいいのではないかとというような意見もあったにもかかわらず、なかなか意思の疎通ができていなかったということが、そのコミュニケーションだけが何か非常にまずかったのかなと思いますし、その辺、これは要望というか、これからのほかの関域や協和でもなっていくのであると思いますが、そういうところ、意思の疎通をしていってもらいたいなと思いますけれども。

道のり3キロメートル以内でもバスを利用したい人はやっぱり多いということで伺ってよろしいのですか。

○委員長（三澤隆一君） お願いします、説明のほう。分かる範囲で結構です。

○請願提出者 距離に関係なく、保護者は安全を第一に考えたいと思っています。なので、距離ではなくて、乗りたいと思う人が乗れるような環境をつくっていただきたいなと思います。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 分かりました。

あともう一点だけ。保護者負担金というのがありますが、それも負担金がかかっても乗りたいという人が多いのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○請願提出者 はい。そこはかなり出てきました。お金払って乗れるのだったら、乗せたいよねという意見は多かったです。

（「ちょっと待って。その負担金って幾ら」と呼ぶ者あり）

○請願提出者 （続）2,000円ということで、保護者説明会で案内しておりました。

○委員長（三澤隆一君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 負担金の話、今初めて聞きましたけれども、これお金取るのもおかしいと思う。誰が決めたのだから知らないけれども。子供は国の宝だとか何とか言って、これからほかに削るところ幾らでもあるのに。これ問題全然違う、これ下館北中学校の問題にもなってしまうからね。だけれども、その話も負担金の話も初めて聞きました。これ考え直すべきです。

以上。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） どうもご苦労様です。普通はなかなか声を上げづらくて、決まったことは仕方ないなと諦めるのが保護者、ほかでは普通なのです。声を上げられたことにまず敬意を表したいと思います。

それで、準備委員会などでの話があったりして、その後保護者なんかの話合いが持たれたのかなと、さっきの説明を聞いて思ったのですが、それは保護者側主導でそういう話す場があったのかなというふうに思ったのですが、例えば安全安心が一番だと、危険な箇所があちこちにあると。私も海老ヶ島は知っていますので、昔は台山に毎日通っていましたが、危険な場所が確かにいっぱいあります。それは分かります。

それと、あと乗降所を海老ヶ島エリアにも設けてほしいという意味ですよね。こういう声が一番多かったという説明だったので、その辺の保護者方のお話の状況をもうちょっと詳しく知りたいなというふうに思うのですが。

○委員長（三澤隆一君） いかがですか。大丈夫ですか。もし先ほどの話以外で何か。

○請願提出者 例えば説明会の中で何人かの保護者が、例えば中根地区ってあるのですけれども、中根地区にバス停が今回ある予定なのですが、そこまで行けば自分の子供は乗れるのかという質問がまず1つ出て、それはその地区に住んでいる子だけしか乗れませんよという回答だったのです。もう1つが材木というのが、一応住所上多分田宿にはなるのですけれども、ほぼほぼ海老ヶ島の境目にあるのです。そこにバス停ができるのにどうして海老ヶ島の人たちは乗れないのだという意見も非常に多いです。なので、今回特に大村小学校を越えて登校する保護者の方からはどうしてバスに乗れないのだと、バス停を区間の間で増やしてくれば、私たちの子供も乗れるのではないかという、そういう意見がすごく多かったです。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 大体分かりました。話す勢いで大体雰囲気分かりました。ありがとうございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） 部長にも聞いていいのかな。本会議も議案が出ているわけですよね。議案第91号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」。これが出ているわけですが、これについては今明野五葉学園のことではなしに、下館北中学校と下館中学校の統廃合というものを対象にしたスクールバスということでの条例なのです。

○委員長（三澤隆一君） すみません。箱守委員、これは部長、執行部は今回は。

○委員（箱守茂樹君） そういうところなのですね。

○委員長（三澤隆一君） はい。確認だけお願いします。

○委員（箱守茂樹君） 今そういうようなことなのですから、結構ですけれども、それは。

○委員長（三澤隆一君） なしで。確認だけです。

○委員（箱守茂樹君） そういうようなことで、それスタートして、その後に今度明野五葉学園のほうでスタートするというようなことで。その下館北中学校のほうの、下館中学校一緒になることのスクールバスの運行、これについてもいろいろ意見があったと思うのです。この1年たってから今度は明野五葉学園と、こういうようなことになりますので。そういったことも含めて、さっきお金取るのかと、移動距離の問題とかいろいろありましたよね。そういったこと含めて、中学校と、また小学校も含めた別な問題があ

るかと思いますので、そういうことも含めてやっぱり皆さんの声を聞いて、いろいろ前からやっていたけれども、そういうところも踏まえて、もう1回よく精査したほうがいいのではないですか、本当に。話聞いてみれば、本当に。孟母三遷なんて言葉もあるように、子供のために学校の近くに家を建てたら、学校のほうがなくなってしまった。そういうのも何だというようなことになりますし、そういうようなことでいろいろな意見はあるかと思うのですが、全部酌み取るということとはできないにしても、やっぱりぜひそういうような形でもう1回精査したほうがいいと思います。これいろいろな問題またあると思いますので。

○委員長（三澤隆一君） 箱守委員、これご意見としてよろしいですね。

○委員（箱守茂樹君） はい。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

真次委員。

○委員（真次洋行君） これは、皆さんの意見は大変な貴重な意見だと思います。私が一番思っているのは、特に低学年の人の子供のこと、個人的ですけれども、心配しているのです。今、1年生ランドセルしょって、先ほど言われましたけれども、物すごく荷物が多いのです。あるときこういう相談を受けたのです。子供のランドセルって逆に反対、後ろ側に倒れそうになると。それは、雨が降った日なんかは傘持って歩くから大変なのだと、そういう声を市民の皆様からもらっていろいろしているのですけれども、まさしく今度は今海老ヶ島の坂とか、私ちょっとその辺は詳しくはありませんけれども、想像してちょっと、かなりの坂があったりして、大変だと思うのです。そういう意味では、皆さんの意見、これはやっぱり個人的にはバス乗れる人は乗ってもらって、通わせるということが一番いいのではないかなと、個人的にはそう思うのです。特に低学年は、1年生、2年生だとかかわいそうです。雨の中見ていると。何でこんなに荷物が多くなったのだろうというぐらいなっているので、その辺はこれからは我々もしっかりと打ち合わせながらやっていきたいなと思います。意見は大変に貴重だったです。ありがとうございました。

○委員長（三澤隆一君） では、鈴木副委員長。

○委員（鈴木一樹君） すみません。ご説明ありがとうございます。私も明野の委員の一人として、すぐこの問題は本当に大変なことだと思っております。私も時間があるときに朝、明野中学校東の交差点のところへ立ったりとかして、中学生が結構あそこ通るのですけれども、やっぱりさっきおっしゃられたように、特に4月、5月なんかは自転車はまだ乗り始めたばかりで、結構転倒する子が多いのです。だから、そういう面も含めて、見直しをしたほうがいいと思いますし、私の地元は西松原というところなのですが、西松原って集合場所から学校まで2キロメートルぐらい、2キロメートルから2.5キロメートルぐらいあるので、その集合までに行くまでにやや1キロメートルぐらいある子供たちもいるので、もうちょっと行ったら田宿だったり、ちょっと行ったら鍋山辺りなのなのですが、そっちの子供たちはバスが乗れるのに何でこっちは乗れないのだという意見もあったりとかするので、本当に全て一回見直しして、精査したほうが、一回見直ししたほうがいいかなと思うので、私も仁平委員とかが言ったとおり、意見なのですけれども、見直すべきだと思います。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） なしですね。

説明ありがとうございました。

説明者の方はご退席願います。

〔請願提出者退席〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、請願第5号について協議をお願いします。

ご意見等ございますでしょうか。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、この問題はもう1度更地にして最初から、議員も含めていろいろな方、代表者で会議をするなりして、見直すべきだと思います。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） 保護者の意見をお聞きしましたが、準備委員会や教育委員会の皆さん方がそちら主導でやってきたというわけではなくて、意思の疎通だけできていなかったのかな。本当にご尽力いただいて、何度も何度も委員会にお声を出していただいて、やってきたのですが、なかなか保護者との意思の疎通ができていない状態でここまで来てしまっていて、9月に説明会、今年度に運行計画を決めようという計画、そっちの計画ありきのほうに最後少しシフトしてしまったのかなと思うところがありますので、できればその辺のところ含めて、大変なタイトな時間にはなると思うのですが、見直ししていただければと思います。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 小中一貫校をつくるにしても、それでそれに関連するこういうスクールバスのことにしても、やっぱり保護者の納得が最優先されるはず、べきものと、子供を大事にすべきものというふうに思うのです。そういう点で疑問符が出されているという、こういう機会は非常に重要だというふうに思います。

それと、私の知り合いの人が海老ヶ島地区ではないのですが、通学のスクールバスで私たちの意見が取り入れられなければ、学校の統合自体に反対するのだと言っていました、役員の人。そこまで強い思いがあるのだというふうに私も受け取っていますから、もう1度これは精査して、納得がいくように時間をかけるべきだと思います。

○委員長（三澤隆一君） ほかによろしいですか。

真次委員。

○委員（真次洋行君） この取扱いが請願をしているので、そこに対して再度の見直し、提案、これはこういうふうにしてもらいたいというので、これをどういう取扱いするかです。請願として採択……

○委員長（三澤隆一君） では、継続……

○委員（真次洋行君） 採択した上で見直すと。

○委員長（三澤隆一君） では、これ継続で……

○委員（真次洋行君） 改めて検討するという、それをどうするのか。

○委員長（三澤隆一君） 継続審査ということでよろしいですか、そうすると。継続審査ということで。審査というか、継続して。

○委員（真次洋行君） これは、だから請願は我々としてはどうするかということだよ。多分皆さんがこ

の請願については賛成……

○委員長（三澤隆一君）　そうですね。

○委員（真次洋行君）　その後どうするかって……

○委員長（三澤隆一君）　そうですね。これはあくまでもそうですね……

○委員（仁平正巳君）　だから、準備委員会に対して見直しという。

○委員（真次洋行君）　請願を出せばいいのです。これを受けて出せばいい。

○委員（仁平正巳君）　3キロメートル以内というのはもうゼロにしてもらって。

○委員（真次洋行君）　乗降場所を増やして。

○委員（仁平正巳君）　担当部長がいるのだから聞いたらいい。

○委員長（三澤隆一君）　我々の委員会の中でもこのスクールバスの問題は、下館北中学校も含めて、検討の課題に挙がっておりますので。

○委員（三浦　譲君）　ちょっといいですか。議会では請願が出てきたのだから、賛否を決めると。採択されると思うのですが、そのこと自体が執行部に対して影響力があるわけですね。もう1度考え直さなくてはならないかなとか。準備委員会で一応決めたいけれども、こういう意見がありましたと報告しなくてはならないでしょう。

○委員長（三澤隆一君）　そうですね。

○委員（三浦　譲君）　それを受けて、今後どうしますかという検討がされると思うのです。それは、準備委員会とか保護者の側の話なのだけれども、我々議員としては今後これを受けて何を議会としてすべきかというのは、例えば提言だとかいうことを改めて、この場ではなく、改めて決める必要があるのではないかと。

○委員長（三澤隆一君）　改めて検討が必要ですね。分かりました。

○委員（真次洋行君）　これは、だから委員長の采配でどうするかを言って……

○委員長（三澤隆一君）　取りあえずここでは採決を取ります。

　　以上で協議よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君）　これより採決いたします。

　　請願第5号「スクールバスの通学方法の再検討に関する請願」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛　成　者　挙　手〕

○委員長（三澤隆一君）　挙手全員。よって、本案は採択と決しました。

　　これは、この内容をまずは市長のほうに報告をしっかりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

　　先ほどの報告用紙の回収をお願いいたします。

　　それでは、休憩いたします。

休　　憩　午前10時38分

再　　開　午前10時50分

○委員長（三澤隆一君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管部ごとに審査してまいります。

初めに、保健福祉部です。

議案第85号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、福祉文教委員会の所管分について審査を願います。

高齢福祉課から説明を願います。

吉原高齢福祉課長、お願いいたします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原です。よろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

議案第85号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」のうち、高齢福祉課所管のものについてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、非常勤特別職の報酬額を規定しております別表第2、第4項の表に成年後見制度利用促進協議会の会長及び委員の報酬額を追加するものでございます。

これに伴いまして、2ページ目、附則の2にあります筑西市附属機関に関する条例の一部を改正し、別表第1の表に成年後見制度利用促進協議会を追加し、設置について規定するものです。

今年度から成年後見年度を広く周知し、制度の利用につなげるための中核機関を高齢福祉課に設置いたしました。これに伴い、成年後見制度の情報共有や制度利用につなげるための調査、審議を行う協議会を設置し、その委員の報酬について規定するものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 成年後見制度利用促進協議会のこの委員というのは何名で、どういう人がなっているのですか。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） お答えいたします。

こちら今想定している人数につきましては10名程度ということで、司法書士関係、あるいは福祉職、医師等を含めて、あとは施設ですとか、そういった職員も含めた形での協議会を設置したいと考えております。

以上です。

○委員（真次洋行君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決をいたします。

議案第85号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛 成 者 挙 手]

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、保健福祉部所管の補正予算について、審査を願います。

なお、議案第92号については、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしていただきたいと存じます。

健康増進課から説明を願います。

○健康増進課長（小里茂之君） 健康増進課、小里です。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） 小里健康増進課長、お願いいたします。

○健康増進課長（小里茂之君） それでは、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、健康増進課所管につきましてご説明申し上げます。

まず、8ページをお開き願います。第3表、繰越明許費でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、あけの元気館修繕事業、金額1,444万7,000円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、揚湯ポンプ及び制御盤更新工事のうち、制御盤更新において制御盤機器の受注生産のため設置まで14か月を日数を要することから、繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。初めに、番号22番、事項欄、「定期予防接種個別接種委託」、期間、令和5年度。限度額、2億3,349万9,000円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内です。

次に、番号23番、事項欄、「任意予防接種個別接種委託」、期間、令和5年度。限度額、2,815万4,000円につきましては、どちらも4月からの予防接種実施のために令和4年度中に契約を締結し、準備をする必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

次に、番号24番、事項欄、「成人健診予約等委託」、期間、令和5年度。限度額、96万1,000円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内と、次の段、番号25番、事項欄、「女性検診予約等委託」、期間、令和5年度。限度額、87万5,000円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内につきましては、新型コロナウイルス対策として、密を避けるために検診を予約制で実施するためのものであり、検診を委託している茨城県総合健診協会にコールセンター業務及び受診券等の封入、封緘を委託するものでございます。4月中に対象者に通知をする必要があり、令和4年度中に準備をする必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

次に、番号26番、事項欄、「24時間電話健康相談サービス委託」、期間、令和5年度。限度額、495万6,000円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内、次に、番号27番、事項欄、「メンタルチェックシステム運営管理委託」、期間、令和5年度。限度額、9万5,000円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内につきましては、どちらも4月からの事業実施のため、令和4年度中に契約を締結し、準備する必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

続きまして、14ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、2、変更、事項欄、「筑西あけの元気館等複合施設指定管理委託（令和4年度物価高騰等対策補填分）」、期間、令和4年度から令和5年度。補正前、限度額2,185万円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内から補正後、限度額2,588万7,000円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内の変更をお願いするものでございます。これは、本年11月の電気料金から市場価格調整が加算されることや、燃料調整費のさらなる高騰が予想されるため、事業費の不足が予測される分について、指定管理委託料の限度額を変更するものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをお開き願います。2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4節1衛生費国庫補助金102万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、令和4年度緊急風しん抗体価検査等事業補助金の減額内示による減額でございます。

続きまして、3、歳出でございます。30ページ、31ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、説明欄、定期予防接種事業、節12委託料、定期予防接種個別接種委託料といたしまして、1,638万9,000円の増額をお願いするものでございます。これは、本年度より子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨の再開に伴いまして、被接種者が大幅に増え、当初の接種予定数を超過していることから、当該ワクチン接種に委託料の増額補正をお願いするものでございます。

次に、節18負担金補助及び交付金、子宮頸がんワクチン予防接種償還金といたしまして、82万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、子宮頸がん予防ワクチンの勧奨差し控えの期間内に自費で接種を受けた対象者に対する償還払い見込額を計上するものでございます。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。目4保健センター管理費、説明欄、あけの元気館管理運営事業、節12委託料、指定管理委託料といたしまして、444万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、本年11月分の電気料金から市場価格調整が加算されることや、燃料調整費のさらなる高騰が予想され、需用費の不足が予想されるため、施設運営に影響が出てしまう状況であると指定管理者より申出がございました。この申出により、基本協定に基づき指定管理者と協議を行った結果、指定管理委託料を増額し、指定管理者の事業運営を支援することにより、公共施設の運営に安定を図るものでございます。経費の明細でございますが、11月から3月分の電気料金の上昇分を見込み、算出し、今回の物価高騰等対策補填金といたしました。この補填分の金額を上限として令和4年度の指定管理委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、説明欄、あけの元気館修繕事業、節10需用費60万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、今年度の電気点検における停電検査時にプール及び浴室部分において、非常用誘導灯の一部不点灯が確認されたため、利用者の安全を図るための誘導灯の修繕を行うものでございます。

次に、説明欄、あけの元気館修繕事業、節14工事請負費、源泉井戸スケール除去装置新設及び制御盤更新工事1,144万7,000円の増額をお願いするものでございます。これは、あけの元気館の源泉井戸においてスケールの固着により11月上旬に揚湯ポンプが緊急停止したため、井戸内のポンプへのスケール固着を防ぐため、スケール除去装置の新設及び揚湯ポンプ制御盤更新の工事を行うものでございます。

以上が健康増進課所管の補正予算の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 単純に聞きます。あけの元気館のこのポンプの修理、いつ終わりますか。可決さ

れたと仮定して。

○委員長（三澤隆一君） 小里健康増進課長。

○健康増進課長（小里茂之君） 可決いただきました後に工事を発注いたしまして、まず最初ポンプを先に工事進める予定でございます。予定といたしましては、1月当初より工事を始めまして、できれば2月上旬までには温泉をくみ上げたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（仁平正巳君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、地域医療推進課から説明をお願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 地域医療推進課、仁平です。よろしくお願いいたします。失礼して着座にてご説明いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） 地域医療推進課所管分につきましてご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正でございます。番号欄の28番、29番でございますが、筑波大学、日本医科大学から茨城県西部メディカルセンターへ医師を派遣していただくための寄附金でございます。まず、番号欄の28、事項欄、「茨城県西部地域医療寄附講座寄附金（筑波大学）」、期間、令和5年度から令和9年度。限度額、5億100万円につきましては、令和4年度末で5年間の協定期間が終了しますことから、各年医師8名分につきまして、5年間の協定を結ぶため債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、番号欄の29番、「筑西市地域医療支援システム講座寄附金（日本医科大学）」、期間、令和5年度。限度額、4,500万円につきましては、令和5年度に医師3名分の協定を結ぶため、債務負担行為を設定させていただくものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

津田委員。

○委員（津田 修君） 何人。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えします。

筑波大学につきましては、8名を要望する見込みでございます。日本医科大学につきましては、3名を要望する見込みとなっております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 津田委員、よろしいですか。

○委員（津田 修君） 日本医科大学が3名ね。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） はい。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 自治医科大学の債務負担行為は、年度がずれているという理解でいいですか。

○委員長（三澤隆一君） 仁平地域医療推進課長。

○地域医療推進課長（仁平正幸君） お答えします。

現在の協定期間が令和5年度まで期間が残っておりますので、今回は設定いたしません。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） では、説明ありがとうございました。

次に、医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

28、29ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目4国民健康保険事業費、節27繰出金、説明欄、国民健康保険特別会計繰出金1,276万1,000円の減額をお願いするものでございます。これは、人事異動等により、国民健康保険担当職員の給与関係経費の減額が見込まれることに伴いまして、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金を減額するものでございます。詳細につきましては、議案第93号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」でご説明いたします。

続きまして、30、31ページをお開き願います。同じく目8高齢者医療給付費、節27繰出金、説明欄、後期高齢者医療経費298万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、人事異動等によります後期高齢者医療担当職員の給与関係経費の減額が見込まれます分と、医療費の窓口負担見直しに伴います一般事務費における増額分を一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すためのものでございます。詳細につきましては、議案第94号「令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でご説明いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、社会福祉課から説明を願います。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 社会福祉課の神奈川です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） 社会福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

11ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。上から12行目、番号30番、事項欄、「自立相談支援事業委託料」でございます。これは、生活困窮者自立支援事業の中の相談業務を筑西市社会福祉協議会でも行うために、事前の契約が必要な委託事業のため、限度額354万5,000円の債務負

担行為をお願いするものでございます。

続きまして、番号31番、事項欄、「家計改善支援事業委託」でございます。これは、家計に問題を抱える生活困窮者の家計改善のため、自立相談支援事業と併せまして、筑西市社会福祉協議会に委託している事業であり、事前の契約が必要な委託事業であることから、限度額100万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 最後の説明の家計改善支援事業委託なのですが、この100万円というのは例えば何世帯分とかそういうのはどうなのでしょう。

○委員長（三澤隆一君） 神奈川社会福祉課長。

○社会福祉課長（神奈川 稔君） それでは、委員の質疑にお答えいたします。

家計改善といたしまして、社会福祉協議会に相談した方に対する相談として、令和4年度の実績が今10月末で42件で、大体年間最大でも100件ぐらいというふうに考えております。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） はい。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、障がい福祉課から説明を願います。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課、野村です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○障がい福祉課長（野村 武君） 障がい福祉課所管分につきましてご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正でございます。32番、「地域生活支援事業委託」でございます。こちらは、障害をお持ちの方への外出支援や訓練、困難な相談等各種支援を行う事業委託で、令和5年度の委託事業のうち、事前に障害者支援施設及び相談支援事業所との契約の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、22、23ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、説明欄53、障害者総合支援事業費補助金、44万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、令和5年度に予定されている国の障害福祉関係データベース稼働に当たり、障害者総合支援システムの改修費用に係る補助金でございます。

次に、款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、説明欄5、身体障害児（者）等実態調査事務取扱交付金17万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、国が実施する令和4年生活のしづらさに関する調査に伴う実態調査事務の取扱交付金でございます。事業内容につきましては、歳出の

中で説明いたします。

続きまして、28、29ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄、身障・知障一般事務費17万7,000円の増額補正をお願いするのでございます。こちらは、障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、在宅の障害児者等の生活実態とニーズを把握することを目的として、国が実施する令和4年生活のしづらさなどに関する調査に関わります調査員報酬でございます。

次に、住民情報システム改修事業、88万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、令和5年度に予定されている国の障害福祉関係データベース稼働に当たり、障害者総合支援システムを改修し、データ連係を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

11ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。下から4行目、番号33番、事項欄、「生活管理指導短期宿泊事業委託」、期間、令和5年度。限度額、11万5,000円でございます。これは、基本的生活習慣の改善が必要な高齢者を特別養護老人ホーム等の空き部屋を利用して短期宿泊させ、生活習慣等の指導や体調の調整を図るもので、事前の契約が必要であるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、22、23ページをお開き願います。歳入歳出事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄79、地域医療介護総合確保基金事業補助金4,115万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

30、31ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5高齢者福祉費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、老人福祉施設整備事業4,115万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、今年6月の第2回定例会において、上平塚にあります征峯会様が小規模多機能型居宅介護の整備をするに当たり、県補助金を財源とし、施設整備及び開設準備補助金を交付するため、補正をお願いいたしました。その後、征峯会様が入札を行いました、建設資材の高騰などにより、当初の施設本体工事価格を大幅に上回る結果となりました。設計や予定価格を見直し、2度目の入札を行いました、約1億円の価格差があったため、建設は困難と判断し、事業の廃止申請が出されました。これに伴い、補助金の廃止を決定し、減額するものです。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 債務負担行為で生活管理指導の件ですけれども、生活習慣病には関係あるのですか。ちょっと確認したいと。

○委員長（三澤隆一君） 吉原高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 三浦委員の質疑にお答えいたします。

生活習慣病には関係なく、自宅での生活の支障等があるような場合に、短期的に施設のほうを利用して改善を図るというようなことでの利用になります。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、介護保険課から説明をお願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課、中澤です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

28ページ下段から31ページの上段を御覧願います。款3 民生費、項1 社会福祉費、目5 高齢者福祉費、節27 繰出金、説明欄、介護保険特別会計繰出金155万2,000円の増額をお願いするものでございます。これは、人事異動等により、介護保険及び地域包括支援事業担当職員の給与等関係経費の増額が見込まれることから、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を増額するものでございます。詳細につきましては、議案第95号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」で説明させていただきます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、議案第93号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について審査をお願いします。

医療保険課から説明をお願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 医療保険課、草間です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○医療保険課長（草間 太君） 議案第93号「令和4年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ466万3,000円の増額をお願いするもの及び債務負担行為を設定する補正予算でございます。

6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。「国民健康保険税コンビニ・スマート

フォン収納委託」、「国民健康保険税公金収納情報データ化委託」、「特定健診予約受付委託」の３件につきましては、令和５年度の事業であります。事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の２、歳入でございます。款４県支出金、項２県補助金、目５保険給付費等交付金、節２特別調整交付金、説明欄２、特別調整交付金分（市町村分）、1,471万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、国保直営診療施設であります茨城県西部メディカルセンターの運営等に要した費用の一部、今回は医療機器の整備及び総合相談など健康管理事業の実施に要した費用の一部として特別調整交付金が交付されるものでございます。

次に、款７繰入金、項１目１一般会計繰入金、節３、説明欄１、職員給与費等繰入金1,276万1,000円の減額をお願いするものでございます。これは、４月の人事異動等により、国民健康保険担当職員の給与関係経費の減額が見込まれますことから、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、款８項１繰越金、目２節１その他繰越金、説明欄１、前年度繰越金271万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和３年度国民健康保険特別調整交付金の精算に伴う返還金が発生したことにより、繰越金にて対応するものでございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。３、歳出でございます。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、説明欄、国保総務職員給与関係経費903万4,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、その下、項２徴税費、目１賦課徴収費、説明欄、国保徴税職員給与関係経費372万7,000円の減額をお願いするものでございます。これらは、４月の人事異動等により、それぞれの給与関係経費を減額するものでございます。なお、詳細は16ページから19ページの給与費明細書に記載のとおりでございます。

次に、款６保健事業費、項３目１国民健康保険直営診療施設事業費、説明欄、国民健康保険直営診療施設事業1,471万3,000円の増額をお願いするものでございます。これは、歳入でご説明いたしました国保直営診療施設であります茨城県西部メディカルセンターの運営等に要した費用の一部として交付された交付金を、市から地方独立行政法人茨城県西部医療機構に補助金として支出するものでございます。

次に、款９諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目３、説明欄、償還金271万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、令和３年度国民健康保険特別調整交付金の精算に伴う返還金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

議案第93号について討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第93号の採決をいたします。

議案第93号「令和４年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第94号「令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、審査を願います。

医療保険課から説明を願います。

○医療保険課長（草間 太君） 引き続きよろしくお願いいいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第94号「令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ298万5,000円の増額をお願いするもの及び債務負担行為を設定する補正予算でございます。

6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為でございます。「後期高齢者医療保険料コンビニ・スマートフォン収納委託」、「後期高齢者医療保険料公金収納情報データ化委託」、「後期高齢者健診予約受付委託」の3件につきましては、令和5年度の事業であります。事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他繰入金、節1、説明欄1、人件費繰入金91万9,000円の減額をお願いするものでございます。これは、4月の人事異動等により、後期高齢者医療担当職員の給与関係経費の減額が見込まれますことから、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に、その下、節2、説明欄1、事務費繰入金390万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、医療費の窓口負担割合見直しに伴います被保険者証等郵送料でございます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、後期高齢者医療職員給与関係経費91万9,000円の減額をお願いするものでございます。これは、4月の人事異動等により、給与関係経費を減額するものでございます。なお、詳細は16ページから19ページの給与費明細書に記載のとおりでございます。

次に、その下、説明欄、後期高齢者医療一般事務費390万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、先ほど申し上げました医療費の窓口負担割合見直しに伴います被保険者証等郵送料でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 13ページの事務費繰入金の件なのですが、一般会計から入る。今までの被保険者証の郵送料というのは一般会計のほうから入っていたのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 草間医療保険課長。

○医療保険課長（草間 太君） お答えいたします。

こちら事務費に類しますものにつきましては、事務費繰入金として一般会計から繰り入れてございます。以上です。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第94号の採決をいたします。

議案第94号「令和4年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第95号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、審査を願います。

介護保険課から説明を願います。

○介護保険課長（中澤俊明君） 介護保険課、中澤です。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○介護保険課長（中澤俊明君） 議案第95号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」のうち、介護保険課、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出からそれぞれ285万1,000円を減額する補正及び債務負担行為の補正でございます。

初めに、6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号9、事項欄、「介護保険料コンビニ・スマートフォン収納委託」、期間、令和5年度。限度額、71万9,000円に消費税及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。

次に、その下、番号10、事項欄、「介護保険料公金収納情報データ化委託」、期間、令和5年度。限度額、18万7,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。この2件は、令和5年度における介護保険料の収納事務に係る業務委託であります。年度初日の営業日からの介護保険料徴収に關する業務に対応するためには事前に委託契約の締結が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款4国庫支出金、項2国庫補助金、目10地域支援事業交付金、節2包括的支援・任意事業交付金、説明欄1、現年度分包括的支援・任意事業交付金293万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款6県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節2包括的支援・任意事業交付金、説明欄1、現年度分包括的支援・任意事業交付金146万8,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金、説明欄1、職員給与費等繰入金302万円の増額をお願いするものでございます。

その下、目10地域支援事業繰入金、節2包括的支援・任意事業繰入金、説明欄1、現年度分包括的支援・任意事業繰入金146万8,000円の減額をお願いするものでございます。これらは、介護保険課職員の給与費等関係経費及び高齢福祉課地域包括支援職員給与費関係経費で、それぞれの増減により155万2,000円の繰入金の増額をお願いするものでございます。

次に、14、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄、介護保険総務職員給与費関係経費302万円の増額をお願いするものでございます。

次に、款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費、説明欄、地域包括支援職員給与関係経費762万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款5項1目1基金積立金、節24積立金、説明欄、介護給付費準備基金積立事業175万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、地域支援事業費の減額により、その財源となる介護保険料の剰余金を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 高齢福祉課、吉原です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○高齢福祉課長（吉原真由美君） 介護保険特別会計補正予算のうち、高齢福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加でございます。まず、番号1から4でございますが、事項欄、「下館東部地区地域包括支援センター運営委託」、「下館西部・北部地区地域包括支援センター委託」、「下館南部地区地域包括支援センター運営委託」、「関城・明野・協和地区地域包括支援センター運営委託」につきましては、高齢者が居住地の身近な窓口で相談及び支援ができるよう、地域包括支援センター業務を委託するものでございます。

次に、番号5から8でございますが、事項欄、「介護用品（紙おむつ）支給委託」、「高齢者配食サービス委託」、「生活支援配食サービス委託」、「介護予防事業バス運行委託」につきましては、高齢者の在宅支援サービス及び介護予防に係る委託事業でございます。これらの事業につきましては、令和5年度の委託業務であります。事前に契約が必要なことから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第95号の採決をいたします。

議案第95号「令和4年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査を全て終了いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

〔保健福祉部退室。こども部入室〕

○委員長（三澤隆一君） それでは、こども部の所管の審査に入ります。

初めに、議案第77号「工事請負契約の締結について」、審査を願います。

こども課から説明を願います。

渡邊こども課長、お願いいたします。

○こども課長（渡邊久人君） それでは、議案第77号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

令和4年10月21日付で条件付一般会計入札（電子入札）に付した認定こども園せきじょう整備工事について、下記により契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、認定こども園せきじょう整備工事でございます。2、契約金額、金15億2,350万円、3、契約の相手方、田中・常陸・こころ特定建設工事共同企業体でございます。代表構成員といたしまして、筑西市藤ヶ谷2075番地、株式会社田中工務店、代表取締役田中邦明、構成員といたしまして、筑西市蓬田350番地4、株式会社常陸建設、代表取締役飯島賢一、同じく構成員といたしまして、筑西市藤ヶ谷2187番地、株式会社こころ建設設計、代表取締役田中康寛でございます。

令和4年12月7日提出でございます。

次のページをお願いいたします。認定こども園せきじょう整備工事の概要でございます。認定こども園せきじょうは、老朽化等による課題を解消するとともに、従来の保育施設及び幼稚園施設を一つの施設とするために新たに整備するものでございます。

工事場所は、筑西市黒子216番地7ほか6筆でございます。

工期は、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和6年9月30日でございます。

施設概要といたしまして、敷地面積は1万4,645.07平米でございます。

施設の構造は、鉄筋コンクリート造で一部木造でございます。

建築面積は、2,522.41平米……

○委員長（三澤隆一君） すみません。課長、これ内容数字は見れば分かりますので、ちょっと要点まとめて説明してください。

○こども課長（渡邊久人君） それでは、概要としましては、以上のとおりでございます。

次のページから位置図、それから全体配置図、施設平面図、立面図でございます。こちらのほうご確認ください。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 入札に当たっての資材の価格高騰の件なのですが、どう盛り込むかというところに苦慮されたと思いますけれども、どういうふうに計算上とか反映はどうされたのか伺います。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） 県のほうで示されております単価、これがございまして、それを参考にこの金額というか、それを見たわけでございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 県のほうの標準単価は、現在の価格高騰を反映しているのかどうかということな

のですが。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） 毎月見直しといたしますか、市場価格、そちらのほうを確認した額になってございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それから、たしか議案質疑にもありましたけれども、今後の価格高騰を考えて非常に上がったといった場合の措置はどういうふうに。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） その辺は、個々の上がり具合によるのですけれども、協議しまして、適正な額、こちらのほうを確認しながら進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） その場合のルールというのは、どういうふうになっていますか。

○委員長（三澤隆一君） 松岡こども部長。

○こども部長（松岡道法君） すみません。一応所管部の立場でご説明させていただきます。

契約上こういう契約、建築等には俗に言うスライド条項という条項が適用になっていまして、今回の仮契約書の中でも俗に言うスライド条項、26条だったと思うのですが、契約書の条文に記載されておりまして、その建築を進めていく中での資材のこれからの購入時期によりまして、条文でいいますと、「発注者、または受注者は工期内で12か月を経過した後に賃金水準、または物価水準の変動により請負金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更をすることができる」というふうな規定で設けられております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そのスライド条項にどのくらいの値上げ率といった数字的なものは入っていなかったですか。

○委員長（三澤隆一君） 松岡こども部長。

○こども部長（松岡道法君） すみません。これ契約担当課の所管の内容ではあると思うのですが、不確かで申し訳ないです。間違えたら後ほど訂正させていただきたいと思うのですが、たしか1%は範囲内というふうなことで、12か月後に2%以上の差が生じた場合というふうに定められているのが俗に言うスライド条項というふうに認識しております。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。2%ね。

○委員長（三澤隆一君） では、以上ですね。

ほかに。

津田委員。

○委員（津田 修君） これは、要するにこれ西側だと思うのだけれども、前の旧294号、その図面によると、上のほうからちょこっと道路が出ているような感じになっているでしょう。これ見たことあります、この辺。ここは結構事故が多いのだよな。ほんのちょっとなのだよな、ここからこの敷地まで。この敷地がこれだけ入り込むというのか、引っ込めれば相当道路も歩きよくなるし、子供らも安心して通れるの

です。だから、その辺のところは何とかならないものかなと思うのです、これ。県道であるから。

あともう1つは、あそこの敷地はちょうど真ん中辺りから段差があるのだよね、五、六十センチ。あれは直らないって平らにはならないものかな。その2つ。

○委員長（三澤隆一君） 松岡こども部長。

○こども部長（松岡道法君） 私のほうから答弁させていただきます。

委員ご指摘のとおり、西側、特に北側から来ると分かると思うのですが、アールというよりはちょっとかくんと曲がった形で、今現在も旧294号の北側から行きますと、左側、園側のほうに安全帯がポールが立っていると思うのですが、実は市の敷地としてはあの安全帯はもともと市のほうの敷地で、旧小学校敷地になっています。そこも含めて、あそこ、見通しがよくなるような形で、あまり西目いっぱい建物建てるような形を避けて今回考えています。そういったことから、あそこの安全帯をキープしつつ若干もうちょっとあの安全帯の、今敷地内なのですが、一応歩道の形しているところを若干広げたいなというふうに考えております。

次に、段差なのですけれども、現在の園舎が建っている敷地のほうが若干高くて、東側半分が若干低いという形になっています。配置図でご説明しますと、ちょうどその部分がこの線なのですが、遊戯室もこちらに整備の予定をしておりますので、このところは全く平らにはなりません、その段差については逆にこの敷地内で活用した形で敷地のほう配置をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 津田委員。

○委員（津田 修君） はい、分かりました。

だから、県道のところ、これはやっぱり、あそこ何回も事故があつてっから、本当に安全に子供らが通れるように工夫して何とかやってやるようにひとつお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） すみません。1つ確認なのですが、この設計図の中で、設計図というか設計図2枚目で、園庭とか駐車場が見える設計図の中を見ていただければと思うのですが、この旧294号から駐車場に入る道路というのは、今は非常に狭くて、入りづらい、出づらいということだと思うのですが、現在の設計図は旧294号から少し五、六メートルセットバックして建てているのか何かあるのですが、その状態はどうなっているのか、そこが線が引かれているので、入る出るのところがワイドになっていけば出やすい、事故になりにくいと思うのですが、そこはどういうふうな状態になっているのか教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） この図面をちょっと見ていただきたいのですけれども、西側の道路から入る道なのですが、真ん中に細い線入っているかと思うのですが、この細い線の下側が従来の道路です。この上の部分は、敷地をへこますというか、北側にちょっとへこみまして、この分拡幅する計画でございます。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） では、十分出入りするときには、ここ信号も何もないですが、交通の安全には配慮されたセットバックした形で道路が出来上がっているということによろしいでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） はい。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（水柿美幸君） はい。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第77号の採決をいたします。

議案第77号「工事請負契約の締結について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、こども部所管の補正予算について審査を願います。

こども課から説明を願います。

○こども課長（渡邊久人君） 議案第92号のうち、こども課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の16、17ページをお願いいたします。第5表、地方債補正、1、変更でございます。起債の目的、放課後児童クラブ整備事業につきまして、補正前限度額1,450万円、補正後限度額2,130万円、680万円の限度額の増額をお願いするものでございます。これは、放課後児童クラブの充実を図るための整備事業に係る起債をお願いするものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをお願いいたします。事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉交付金、説明欄12、子ども・子育て支援交付金に850万6,000円の増額を。その下の欄になります、款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉交付金、説明欄8、子ども・子育て支援交付金に850万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、次のページ、24、25ページをお願いいたします。款22市債、項1市債、目3民生債、節2児童福祉債、説明欄2、放課後児童クラブ整備事業債680万円の増額をお願いするものでございます。詳しくは歳出にて説明をさせていただきます。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。事項別明細書、3、歳出でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、説明欄、地域子ども・子育て支援事業に151万8,000円の増額をお願いするものでございます。この保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金は、放課後児童クラブ等における支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提としまして、令和4年2月から収入を3%程度、月額に直すと約9,000円なのですが、引き上げるための措置を実施してきたところでございますけれども、これを10月以降も引き続き継続して補助するための補正予算でございます。

その下、放課後児童クラブ整備事業に2,531万9,000円の増額をお願いするものでございます。放課後児童クラブ整備事業は、放課後児童クラブの高まるニーズに対応するべく、さらなる基盤整備を図るため、

工事費及び設置団体への補助金を増額するための補正でございます。

それと、申し訳ありません。説明が漏れておりました。申し訳ございません。10ページ、11ページをお願いいたします。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号34から36でございます。「保育料等収納事務委託」でございます。これ消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内としてございます。

次の「放課後児童健全育成事業委託」でございますけれども、こちらは2億4,583万8,000円でございます。

次の「ファミリー・サポート・センター事業委託」でございますが、514万6,000円に消費税相当額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。翌年度に向けまして、事前に契約をするものでございます。説明が漏れて申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 31ページの保育士の処遇改善の件なのですが、このお金がちゃんと保育士の給料に反映されるのかどうかというところなのですが、確実に反映されるような決まりがあったと思うのですが、テレビのほうで園によってそこが違うなんていう報道があって、あれと思ったので確認したいと思うのですが。

○委員長（三澤隆一君） 松岡こども部長。

○こども部長（松岡道法君） 三浦委員の質疑にご答弁させていただきます。

報道でもそういった話が、今回国策として昨年来実施している中で、様々な報道は耳に入っております。三浦委員がご心配なところでございますが、今回の件は放課後児童クラブの補正ではあるのですが、保育所の保育士を含めた形でお答えさせていただきますと、まず法人としての給与体系を改定したことを証拠書類としてまず提出させていただいております。そういった中での引き上げ方というのも適切であるかどうかというのもチェックさせていただいております。もう一点、報道でされているところのことでございますが、やはり保育士さんであれ指導員さんであれ、やはり年数というところでもともと組織の中での給与の位置づけがなされているところなものですから、例えばパーセントであったり金額であったりというのが全ての方に一律という形ではない、年齢や経験年数に応じて反映されているというところで、それぞれ組織内での差というものが存在しているというのは事実でございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） もういいです。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

真次委員。

○委員（真次洋行君） すみません。11ページの、ちょっと確認させてください。35番、債務負担行為で、放課後児童健全育成事業委託って2億4,583万8,000円ってちょっと申し訳ないのですが、これどういうあれで、そのやっていくところに補助するというの事業が主体なのか、どういう内容かちょっと教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） これにつきましては、放課後児童クラブの運営をしている組織、そこに対する委託、補助になります。

○委員（真次洋行君） だから、どのぐらいあるのですか、そしたら。運営している事業所というのは。

○委員長（三澤隆一君） 渡邊こども課長。

○こども課長（渡邊久人君） 団体数は27になります。

○委員（真次洋行君） 27団体ね。

○こども課長（渡邊久人君） はい。

○委員（真次洋行君） 分かりました。いいです。

○委員長（三澤隆一君） 質疑ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、母子保健課から説明をお願いします。

○母子保健課長（高島豊美君） 高島でございます。よろしくお願いします。着座にて失礼します。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○母子保健課長（高島豊美君） 議案第92号のうち、母子保健課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正でございます。1行目、37番、「子育て短期支援事業委託」から44番の「産後ケア事業委託」までの8本でございます。以上37から44番は、期間、令和5年度となり、事前に契約等の事務処理を行う必要があるため、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

まず初めに、37番、「子育て短期支援事業委託」、限度額、36万2,000円でございます。この事業は、保護者の疾病や疲労の理由により、家庭において児童を養育することが一時的な困難になった場合、児童、または母を一定期間養育及び保護することを委託するものです。

次に、38番、「しもだて子育て支援センター運営委託」、限度額、784万2,000円でございます。この事業は、筑西市社会福祉協議会へ子育て支援センターの運営を委託するものです。

次に、39番、「妊婦・新生児・乳児健康診査委託」、限度額、6,018万3,000円でございます。この事業は、妊婦健診、新生児聴覚検査、乳児健診を医療機関に委託するものです。

次に、40番、「3～4か月児健康診査委託」、限度額、311万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。この事業は、生後3から4か月児の健診を医療機関に委託するものでございます。

次に、41番、「2歳児歯科健康診査委託」、限度額、160万6,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。この事業は、2歳児の歯科健診を歯科、医療機関に委託するものです。

次に、42番、「母乳育児促進事業委託」、限度額、481万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。この事業は、妊婦の経済的負担の軽減、外出支援、母乳育児支援として母乳育児用品の給付を委託するものです。

次に、43番、「産婦健康診査委託」、限度額、495万円でございます。この事業は、産婦健診を医療機関に委託するものです。

次に、44番、「産後ケア事業委託」、限度額、102万1,000円でございます。この事業は、産後の心身の不調、または育児不安がある産婦に対して、心身の回復と育児手技の獲得等の支援を医療機関に委託するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

松岡こども部長。

○こども部長（松岡道法君） すみません。先ほど俗に言うスライド条項のご答弁の中で2%というふう
に申し上げてしまったのですが、俗に言われるスライド条項には3種類ありまして、全体スライドという
ものと、あと材料そのものの単品スライド、またインフレスライドの3種類ありまして、参考までにパー
センテージを2と言ってしまったのですが、全体スライドですと1.5%、単品スライドですと1%、インフ
レスライドで1%という運用だそうです。大変申し訳ございません。訂正させてください。

○委員長（三澤隆一君） 分かりました。

以上でこども部の審査を終了いたします。ありがとうございました。

この後、教育委員会なのですけれども、どうですか。お諮りしたいのですけれども。

（「無理だ。これはかかる」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） かかりますよね。

執行部の入替えをお願いいたします。

〔こども部退室〕

○委員長（三澤隆一君） 休憩いたします。

休 憩 午後 0時 5分

再 開 午後 1時

〔教育委員会入室〕

○委員長（三澤隆一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

初めに、議案第81号「筑西市体育施設における指定管理者の指定について」、審査を願います。

なお、追加で要求のありました資料を既にお配りしております。

それでは、文化スポーツ課から説明をお願いいたします。

成田文化スポーツ課長、お願いします。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 教育委員会文化スポーツ課、成田です。着座にてご説明を申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 議案第81号「筑西市体育施設における指定管理者の指定について」

ご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、対象となる公の施設は、ページを返していただきまして、裏面2ページにございます別表のとおり、体育施設21施設でございます。

1ページに戻っていただきまして、2、指定管理者は、名称、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会、代表者、理事長沼尻満男、所在地、つくば市大角豆1744番地でございます。3、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間。

令和4年12月7日提出でございます。

筑西市の体育施設につきましては、平成30年度から令和4年度までの5年間をミズノグループが指定管理者として運営に当たってまいりました。その指定期間が満了することに伴いまして、公募型プロポーザル方式により指定管理候補者に選定いたしましたので、指定管理者として指定することについて議会の議決をお願いするものでございます。

次のページをお開き願います。筑西市体育施設の指定管理業務に関わる仮協定書の写しでございます。第1条は、指定管理の対象とする施設を定めるものでございます。

返していただきまして、裏面を御覧ください。第2条は、指定期間を定めるものでございます。

第3条は、指定管理委託料を5年間で6億1,198万8,000円とするものでございます。

第4条は、議決の議決を経て、指定管理者を指定した後に今後本協定を締結していくことを定めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） ミズノから今度替わるという話ですけれども、大きく2つの点をちょっと不明だなと思っているので聞きたいと思います。

まず、今後の契約のために、ミズノとの契約の中ではどうだったかというところをちょっと押さえておかなければいけないかと思うのですが、資料を出していただきまして、ありがとうございます。総合モニタリングのシートの令和2年度、令和3年度で、ミズノとしては項目の評価でCの部分があって、2年連続Cの評価になっていて、何かというと、指定管理の会計管理等についてという会計上の部分なのです。指定管理者業務及び自主事業専用の帳簿等を備えた経理事務を遵守していない部分が見受けられたということで、第三者評価委員会からも指摘されていて、これの内容がこれだけではさっぱり分からないので、具体的に教えていただきたいということで、その重要性というのはどんなものかイメージが湧かないのでお願いします。

もう1つの点は、今回の入札で仕様を見直したというふうに書いてありますので、その見直しによる設計価格といたしますか、その増減をどのくらいプラスになって、どのくらいマイナスだったのかなというところをお願いします。

○委員長（三澤隆一君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） お答えいたします。

まず、1点目のモニタリングシートのCの部分が2か所ございます。そちらについてご説明をいたします。まず、当初指定管理者を募集するに当たりまして、指定管理業務の会計管理は専用の口座で通帳管理をすることとしていましたが、グループ企業でありまして、本社のほうで一括管理ということの、そういった独自の経理方法、それを持つミズノとちょっと完全に足並みをそろえることがなかなか難しいところがございます。通帳を再三現場で持っていただきたいと、そちらできちんと事務所のほうで管理してもらいたいということでお伝えしておりましたが、ミズノのほうでどうしても会計処理は本社の大きい大本の経理のほうでやってしまったというところで、足並みそろえることができませんでした。市としても、反省すべき点はあるのですが、今回の募集においては通帳管理をまずは原則としまして、経理事務の状況を定期的に確認するようにいたしたいと思います。ミズノ独自の方法、通帳を下のほうの組織で作れないということで、それが理由として挙げられます。ここは改善ができていませんでしたので、毎回のよう指摘をしまして、定期的なこちらからの、内部の監査で訴えてはいたのですが、改善につながらなかったと、そういったところでございます。

それから、仕様書の見直しに入っていきたいと思いますが、大きな変更点というのはありませんが、実は植栽管理を市の独自で予算組みまして、受けるようにいたしました。これは、まずは植栽管理に関しましては、指定管理の開始当初から市で管理している場所と指定管理者が管理している場所というものがございまして、地域や場所によって同じ業者が幾つもかけ持ちをするような部分がございました。そういった場所を一括管理を行うほうが管理もしやすいですし、業者も作業スケジュールが立てやすいと、そういったこともございます。あと、工程的に無駄がないという長所もございまして、また指定管理者と5年間の長期契約を行ってしまいますと、単年度ごとの契約内容の見直しが行いにくくなってしまうということもございます。そこで、市が単年度ごとに契約内容を見直すことができる植栽管理、そういったことで市が受け持つことで、植栽の状況把握とか、あとは利用者の要望にも対応しやすくなるということがありまして、そこで植栽の委託料に関しては市で受け持つようなことに今回は内容を変更してございます。ちなみに、植栽の委託料に関しましては3,600万円を予定しておりまして、これは新年度の予算計上に持っていこうと考えております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） ミズノのほうは分かりました。発注する側にしてみればまさに不適當な感じで、評価Cということがうなずけました。今回は、プロポーザルに参加していなかったわけですから。だから、それ以上は言うことはありません。

それと、2つ目の質問で、仕様がどう変化したかというところで、今植栽管理のほうは理由がよく分かりました。あと、資料の中で収入の増部分としては減免規定の見直しとして、体育館の冷暖房費の利用者負担を今度は取るという意味ですよね。ということがあるという部分。これは、指定管理者にしてみれば収入の増につながる部分ですよね。

それから、清掃委託の積算見直しがよく分からないのですが、これはお金の出入りとしてはどういうふうになるのか、内容も含めてお願いしたいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） お答えいたします。

まず、冷暖房費、こちらは市の使用するスポーツ団体にも承諾を得まして、受益者負担ということの観点から、次年度から使用料をいただくことになってございます。その辺は仕様書にも盛り込ませていただきました。

また、清掃のほうに関しましては、こちらは指定管理者のほうにまず一切お願いしておりまして、ここは植栽管理とは違う点なのですけれども、清掃管理のほうにつきましては、指定管理料の中から委託料として支出するようなシステムを取るようなことになります。ただ、新年度の新しい予算につきましては、積算の中で業者さんとも内容については確認もいたしまして、あとはできるだけ地元の業者を使っていたく、そういったことも契約のほうに盛り込ませていただきまして、指定管理のほうの業務を進めていっているところでございます。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。そうすると、今回の指定管理料6億八千何ぼということで、ミズノは今やっているのに比べると5年間で約7,700万円減になるということで、この部分は計算上で分かります。仕様のほうの中身から見てみると、さっきの植栽で3,600万円、単純計算にして3,600万円分は指定管理料から差し引いて発注しますよという意味になるだろうと思うのです。あとは、さっきの利用料部分がおたくさんの取り分になりますよということになると、この①から②を引いた約7,700万円が、これ単純計算なので、仕様を変えたのを含むと市としての支出部分というのは実際はどうなる、どのくらいに減るのかなというところなのですが。意味分かりますか。言いたいところが。実質的な減少部分という意味なのですけれども。

○委員長（三澤隆一君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） お答えします。

すみません。6億1,198万8,000円になります。今回はその金額になります。以前といいますか、今回のミズノのほうの5年間は6億8,890万3,903円ということになりますので、これ差し引きしますと、7,691万5,903円の減ということになりますが、この中で収入の増とか支出の減とか様々出てまいります。これは、資料の下のほうに書かれておりますけれども、見直した部分、それから先ほど委員おっしゃったような冷暖房費もそうです、清掃費もそうです、この辺の金額につきましてはまずは業者さんと、現在やっている業者さんにまずは聞き取り、あとは見積りを取ったりですとか、そういったことで一応参考の金額は出して計算のほうは立ち上げて、新しい5年間の経費というものを立てているわけなのですが、今後本契約、3月ぐらいに予定はしておりますけれども、ここの議会のほうで指定管理として指定してもいいということになりますと、本契約までの間にさらに細かく業者さんと詰めていきまして、この金額を超えないようにこちら動きながら、場合によってはその数字が若干安くなる可能性もございます。仕様のほうもさらに改善されることも考えられます。まずは、仮契約ということですので、本契約までにさらに内容に踏み込んで、さらにこちらに有利なようというか、市民にも納得してもらえそうな形に持っていこうと考えております。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 分かりました。できるだけそれ頑張ってもらいたいと思いますが、単純に差し引

きやってみて、大ざっぱな金額で申し訳ないのですが、これはあくまで私個人の計算では約4,000万円の経費節減というか、市の負担が減るということになって、7,700万円から4,000万円を引いて、三千何百万円が今回プロポーザルによって浮く部分、市の負担が減る部分、三千何百万円、仮に3,500万円として、そのくらいというイメージを持っているのです。そうすると、その3,500万円としたら、その額はどこからこの新しい候補者は捻出するのだろうと、ミズノと比較して。とすると、サービス面を増やして、収入を増やすか、それとも人件費みたいな経費を削減するかしかない。ミズノなんかは人件費のほうにかなりいってしまいますので。そうすると、心配なことが出てくるのです。人件費を節約されると、サービスが減るということは今までにいろいろありましたから、トラブルのもとにもなるし。そういうことはないということにしてほしいと思うのですが、その辺どうでしょう。

○委員長（三澤隆一君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） お答えいたします。

仕様書の中で、雇用に関しては地元の採用をまず優先してほしいということ、それから業者さんに関しても地元の業者さんを使ってほしいということも最優先、あとは高齢者の雇用ということで、やはり慣れた方、ベテランの方ということで、ご高齢の方でもそういったものはどんどん採用を進めてほしいというところを仕様書でまずうたっています。人件費に関しましても、そこは下げずに、できるだけ企業の努力、例えば自主事業をメニューを増やすとか、あとは例えば体育施設だからスポーツというのではなくて、そういったことだけにとらわれずに、何か市民が集まって、子供から大人までが楽しめるようなイベントを例えばやるとか、体育施設だから体育だけというのではないような、そういった取組をどんどん取り入れて、収入の面でも増やしていただきたいということで、その辺はお話は差し上げております。ですから、金額が下がったからといってサービスの低下、それから人がいないとか、そういったことにはならないように、我々としてもそれは望んではいけませんので、その辺は強く企業のほうとも、全部丸投げではなくて、ずっと関わって連携してやっていきたいと考えておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員（三浦 譲君） よく分かりました。よろしくお願いします。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

真次委員。

○委員（真次洋行君） ちょっと何点か。

資料頂いたやつで、指定管理業務実績シートということで、2番目にある項目があります。施設の運営状況ということで。ここで数字見ただけで、ちょっとどういうことなのか説明いただきたいと思うのです。その中で、平成28年で51万4,581人が利用したと。そして、収入が752万970円と。そして、ずっと続きますけれども、その中でこの減っているのに関して言わせてもらいますと、令和2年については16万4,824人に対して、収入が595万4,564円とあります。次のページ見ますと、今度は令和3年18万8,563人で、収入が638万2,800円とあります。これは、最初のところの令和2年とは、コロナもあったかもしれませんが。令和3年もあったかもしれませんが、隣の数字と比較してもらいますと分かる、令和元年では50万2,334人に対して収入が840万3,430円とあります。これ利用する人が減って、でもこの収入というのはあまり掛けたり、割ったりすると変わらないってこの理由は何なのですか。令和3年と令和元年比較してみても、18万8,000人に対して、50万2,000人に対して、収入ではそんなに百何万円しか変わらないのです、200万円ぐらい

しか。かなりの違うのですけれども、この理由は何かミズノさんの場合はあったのですか。

それと、今度は新しくなる特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会の、今回指定管理しようとする人たちのこのミズノさんのやっている施設管理の数と今回の施設管理の数というのはイコールですか、これ。ちょっと違うような気がするのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症がかなり大きく人数のほうには関わってくるのですが、令和元年度に中国で感染者が報告されまして、その後令和2年度に国内でも確認されたということで、スポーツ大会とかイベント、運動施設の開館日も大分影響を与えたわけなのですけれども、大会のほうも行われていたわけなのですが、人数を制限して行ったとか、そういったこともありまして、使用料としていただいた金額は変わらずとも、中身の人数が最小限の人数でやるとか、そういった感染防止対策、そういったことで動かれていたと思われます。ただ、ミズノさんに関しては、令和2年度と令和3年度のコロナの感染症を受けたときのやはり大会の中止ですとか、そういったことで使用しなかった予算、そういったものについては、令和2年度については749万1,450円の返還がございました。令和3年度につきましては、647万7,000円の返還ということで、実際に実施事業ができなかったとか、そういったこともございまして、返還することで市のほうに予算が戻ってきたということもございます。人数については、先ほど申し上げたように、大会は最小限の人数で実施するとか、そういったことでの取組が影響しているものと思われます。以上でございます。

あと、施設数については変更はございません。21施設ということで同じ施設数の管理ということになります。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 分かりました。今言われた使用料的にはもうそのまま変わらなかったということで。確かにいろいろな大会中止になったので、この人数の比較はできないかもしれませんが、ちょっと見た数字で何でこんなに違うのだろうと思ったものですから、聞いたのですけれども。令和3年度については、令和2年度も返還があったということで、令和3年度もあったということで、内容的には大体分かりました。

では、今度やられるこの日本スポーツ振興協会というのは、先ほど三浦委員もいろいろ質問しましたが、私ちょっと単純に言って、今までのミズノさんがやっている管理方法と全く変わらないという考え方でよろしいのですか。例えばいろいろな施設を借りる場合、いろいろなところであれしたときにこうしてください、ああしてくださいというのをいろいろな細かいこと、極端に言ったら我々野球のあれやったときに、グラウンド借りるのにもいろいろな形、手続したり、体育館借りるのもいろいろやったりしたのですけれども、そういう面では全く変わらない方式ということでよろしいのですか、いろいろな施設借りる場合。

○委員長（三澤隆一君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 回答いたします。

あくまでも管理の方法、それから貸出しの方法は現在のものを引き継ぐということになりますが、引き継がれた後にさらに改善できる部分があれば、日本スポーツ振興協会さん独自で、市とも協議を重ねた上

でやり方を多少変える可能性はあります。ただ、その際には利用する団体さんとか利用者にはご説明を差し上げた上でやり方は変えていくということをきちんと守って改善に動いていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。私は、この頂いた資料の12ページについてちょっと質問させていただきます。

先ほど三浦委員から今度ミズノさんより安くなるというようなお話があったと思うのですが、1番から2番を引くと、中段に書いてありますが、7,700万円ぐらいの差が浮くということですが、これ植栽の年間の3,600万円というのは除いた金額を①のほうにはしてあると思うので、5年間、3,600万円がもしこれからの5年間に入るとすると、1億8,000万円ぐらいの、1番に上乘せが来るのではないかと思います。先ほど何か運営には少し安くなるというようなお話があったのですが、それについてこの植栽管理のほうがどういうふうな扱いになっているのか教えてください。すみません。

○委員長（三澤隆一君） 成田文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（成田佳輝君） 植栽管理につきましては、やはり植栽の委託料そのものと、あとは例えば植栽に使用する機械ですとか、例えば除草剤ですとか、あとは人の手間ですとか、そういった部分もやっぱり関係してきます。その辺は、植栽のほうの協会さんとちょっとお話ししまして、今までの指定管理者とやっていくよりは、やはり市と連携してやっていったほうが時期などもぴったりいきますし、連携は取れると。ただ、金額につきましては、やはり物価の高騰というのはどうしても外せないことでして、電気料ですとか、あとは物品の料金もそうです、あとは委託料についても多少やはり上がっておりますので、その辺は上乘せをして、5年間の金額というものを outsourcing してもらっていますので、3,600万円が差し引かれた分、これがただ差し引かれたから安くなったのではないのかなという、やっぱりそれはご指摘のとおりなのですが、ほかでも金額がどうしても上げざるを得なかった部分がございます、そこをちょっと考慮して、今回は金額のほうをはじいたわけです。今後本契約までにはさらにちょっと詰めていこうとは思いますが、債務負担行為の金額よりも上がらないように、あとはこの5年間のまずは本契約前の仮契約の金額は超えないように事業者とちょっと協議を重ねて、本契約に挑もうかなと思っている次第です。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ありがとうございます。そうしますと、この表では何か一見安くなっているのかのように見えてしまうのですが、実際別のほうで植栽管理費として3,600万円ずつ年間かかっていくということと、ぜひそういうプロポーザルをしっかりと見守っていただいて、実施していったほしいなと思います。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） いいですね。

○委員（水柿美幸君） はい。

○委員長（三澤隆一君） ほかに何かございますか。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 質問ではなくて意見になると思うのですけれども、先ほどから植栽の話出ていますけれども、ミズノさんが、実はミズノになったときに、シルバー人材のほうから自分たちの仕事を全部取ってしまったと物すごく苦情が来ていたのです。シルバーの仕事を取らないように、植栽の部分は地元の人がほとんど登録しているシルバーのほうにお任せしてということで、植栽の外したと思うのです。

それから、先ほど契約金額から幾らかずつでも安くなるようにと言っていますけれども、安くしてしまったらサービスの低下になってしまうから、契約金額でいいと思います。私も個人的に調べてみましたが、この日本スポーツ振興協会というのは、いい会社ですよ。いろいろな茨城県でもやっていますし、ちなみに生涯学習センターもあけの元気館もそうですよね。県内、それからつくば市でも大分活躍している会社ですから、健全な会社だと思います。

この評価も、付け加えて言いますけれども、ミズノさんはここに書いていないけれども、実はあるとき近隣の剣道の大会に朝5時に門を開けなければいけないのに、それ忘れてしまって、下館総合体育館から何百メートルも渋滞に及んで、相当苦情が来たなんていう管理不十分の部分があったけれども、これそういうの評価に出いていませんから。私は、実際にその現場にいましたから、分かっているのですけれども。相当何回もミスを繰り返している会社はミズノでした。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結します。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第81号の採決をいたします。

議案第81号「筑西市体育施設における指定管理者の指定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって本案は可決されました。ありがとうございました。

次に、議案第91号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」の審査を願います。

なお、追加での要求のありました資料を既にお配りしております。

それでは、義務教育学校整備推進課から説明を願います。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） 義務教育学校整備推進課、市塚と申します。座って説明いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いいたします。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） 議案第91号「筑西市スクールバスの運行に関する条例の制定について」ご説明いたします。

令和5年4月、下館北中学校と下館中学校の統合に伴い、遠距離通学となる生徒の負担の軽減を図るため、スクールバスを運行することに関し、必要な事項を定めるものでございます。

第1条は、ただいまご説明いたしました趣旨について定めるものでございます。

第2条は、スクールバスの利用対象者を定めるものであり、利用対象者は原則として規則で定める学校、

下館中学校のほうに通学する生徒であって、その通学距離がおおむね6キロメートル以上となるものとして規則で定める区域に居住をするものでございます。

第3条は、運行日を定めるものであり、運行日は学校の休業日以外の日でございます。

次のページになります。第4条は、運行内容を定めるものであり、学校の長と協議の上、別に定めるところとするものでございます。

第5条は、利用申請及び利用許可の手続を定めるものでございます。

第6条でございますが、保護者負担金を徴収することを定めるものでございます。負担金の額は、第2項のとおり、生徒1人当たり月額2,000円でございます。ただし、8月分の保護者負担金は徴収いたしません。第3項では、利用者が登校時のみ、または下校時のみ、片道しか利用しない場合の負担金の額を前項で定める2分の1の額と定めるものでございます。また、第4項では、一人の利用保護者に係る生徒が兄弟等で同時に複数いる場合、2人目を半額、3人目を無料とするものでございます。

第7条から第9条は、保護者負担金の納付方法、減免、返還について定めるものでございます。

第10条は、利用者等の順守事項でございます。

第11条でございますが、利用許可の取消し等に関する規定、第12条は損害賠償に関する規定でございます。

第13条は、運行業務を外部に委託することができるとする規定でございます。

第14条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項を規則に委任することができるとする規定でございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和5年4月1日から施行するものとし、許可手続やスクールバスの運行に当たり、必要な準備行為については条例の施行前においても行うことができるものとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 条例の中で、第11条は3か月滞納した場合は許可を取り消す、利用を停止することができるということで、バスで学校に行けなくなってしまうという意味ですから、あとは自転車で行きなさいとか、親が送り迎えしなさいということになると思うのです。利用料の問題はさておいて、この許可の取消し条項という部分は、義務教育の中であんたは払っていないのだから乗っては駄目という制裁、ペナルティーですよ、があるということは、これが例えばほかの生徒さんに話が伝わると、差別とか、差別がなくても本人が非常に肩身の狭い思いをするということで、教育的に考えると非常に問題になるのではないかなというふうに思うのです。それで、この条項はどうしても必要なかどうかというところ、私はないほうがいいと思うのですが、が1つです。

それからあと、保護者の方から、協議会だよりの中にも載っているということで、スクールバスの無料化を希望するとか、希望すればバスに乗れるように、対象範囲外でもという声がありますが、こういった声が僅か1人の声なのか幾つかあるのかということなのか、その辺の状況を教えていただきたいと思います。

○委員長（三澤隆一君） 市塚義務教育学校整備推進課長。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） まず、1点目の3か月以上滞納した場合に取消し、バスを利用できないという基準でございますが、基本的には保護者負担、保護者の方に負担いただくということを考えておりまして、当然1か月滞納があった段階で、私どものほうで督促等については通知させていただく。これは、条例で分担金という制度の下に徴収するということですので、当然滞納ごとに通知は差し上げたいと考えております。当然利用を停止することのないように協議等図るつもりではおりますが、条例で定めるに当たり、保護者の方での履行をしてもらうため、履行を促すためにも位置づけが必要だと判断しまして、位置づけております。

もう1つ、利用料2,000円で2人目が半額、3人目が無料ということでございますが、この規定につきましては、確かに保護者の方からもう少し安くしてほしいですとか、できれば免除してほしいという意見はいただいておりますが、保護者説明会の中では一、二名の方から出た意見というふうには認識してございます。少数であるというふうに考えているところでございます。

また、受益者負担の原則ということで、当然今回の統合に伴いまして、下館北中学区から下館中学校に通う生徒さんの中で、スクールバスを利用できる方と利用できない方がおります。そのためには当然、あと利用できるのに利用しない方もおります。そういった観点からしますと、その受益を受ける方から受益者負担というものは求める必要はあるというふうに考えておりまして、当然保護者の説明会の中でもこういった意見は出てはいるのですが、まず当初2,000円という金額を提示させていただいて、もう少し安くしてほしいという意見を反映して、2人目半額、3人目無料という規定も反映したものでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） ここに載っているような意見は、僅かだというふうに認識しているということだったのですが、今日は明野のほうから保護者の方々が来て、協議会で一応話は進んでいるのだけれども、実際には保護者の間に不満があったということで請願が出されましたけれども、そういうことがこの下館北中学校の範囲内であっては困るなという意味で、逆に言うとあるかもしれないなというふうに一つ明野であれば、やっぱり下館北中学校でも一応話合いの中では決めたけれども、実際にもっと広い範囲のお母さん方、保護者の方々は別の意見が多かったというようなこともあり得るかなというので心配するわけですが。

それで、頂いた資料の中で、アンケート調査があって、これボリューム8の裏のところに問い3、「スクールバスの利用を希望しますか」というところに「はい」と言った人が36%、この36%というのは、乗れる範囲の人の36%なのかどうなのかというところ、まず確認したいと思うのですが、36%というのは少ないなというふうに思うので、あとの利用しないという場合の理由というのはどういうふうに把握していますか。

○委員長（三澤隆一君） 市塚義務教育学校整備推進課長。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） 今回アンケート33枚のうちの回収が25枚ということで、私どものほうで対象とする生徒のほうに33人いらっしゃったということで、そのうちの回答いただいた方が25枚ということでございます。その中で、利用したい方は当初は9人であったということと、分からないという方が9人ございます。当然指定校変更により、下館中学校に既に通っている生徒さんの方にもアンケートを実施しておりまして、説明会の中で保護者の方ですとか、意見を聞きますと、ほぼおおよその生

徒さん、下館中学校に通っていらっしゃいます。そういった方にも意見を聞いているのですが、基本的に現時点自転車通学で通っていて、スクールバス利用しなくても十分通えるというような意見も多数出たというところもございます。

基本的に分からないという方なのではございますけれども、まず既に上にお兄さんとか兄弟がいて利用している方のイメージがつく方もいれば、イメージがつかない方もいらっしゃる、あとは県立の中学校の進学を希望している方につきましては、そういったところに合格しますと、当然下館中学校に進学しないということになりますので、そういった方は不明という形で意見をいただいているものと考えております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員、いいですか。

○委員（三浦 譲君） では、おおよそ分かりました。

○委員長（三澤隆一君） 大丈夫ですか。

○委員（三浦 譲君） はい。

○委員長（三澤隆一君） ほかにいかがですか。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ご説明ありがとうございます。2点お伺いします。

頂いた資料の後ろが保護者協議会だよりボリューム8とボリューム9ということになっていますが、その辺りでここでもアンケートを取ったと思うのですが、その1から7までにはどのような保護者間との意見の吸い上げだったり、何かそういうアンケートだったというのがあったのかどうかをちょっとお伺いします。

あともう1つ、私も一般質問で質問させていただいたのですが、有料の自治体が近隣にあるということだったので、有料の自治体とは、保護者負担なのではございますけれども、保護者負担の有料の自治体はどういう自治体があるのか、また無料の自治体はどういう自治体があるのか把握しているのでしょうか。すみません。お願いします。

○委員長（三澤隆一君） 市塚義務教育学校整備推進課長。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） ボリューム1から7までの間でこういった打合せをしたのかというところでございますが、基本的にこちら保護者だよりにつきましては、下館北中学校の保護者の方との打合せ内容の結果をだよりとして皆さんに周知するものでございます。

なお、下館中学校と下館北中学校の統合に当たりましては、Q&Aというものを対象者の方にお配りさせていただいて、それが統合に当たってのマニュアルといいますか、こういった形で進めますというようなものを示したものでございます。そのQ&Aにつきましても、見直しを図るごとにボリュームの1から3までバージョンのほうも改正いたしまして、周知も進めてきたところでございます。当然下館中学校の保護者協議会の中で、保護者の方の意見を聞きながら、これまでの新たな通学路ですとか、スクールバスの運行についても協議を重ねてまいりました。当然今度通学路が変わることによって、暗いところ等については防犯灯の設置ですとか、そういったものも協議を重ねまして、そういったものを保護者協議会だよりとして発信しているものでございます。

○委員長（三澤隆一君） 以上ですか。

（「有料、無料の自治体」と呼ぶ者あり）

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） すみません。他市の事例で有料、無料の自治体ということで、バスの運行につきましては、私のほうで今令和3年9月時点の資料に基づきますと、44市町で運行しているというデータがございます。その中で、有料の自治体が11団体ございます。石岡市、常総市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、坂東市、行方市、茨城町、大洗町、阿見町、河内町が有料で、基本的には保護者負担金の理由としましては、やはり受益者負担という観点から徴収しているところが多いという認識でございます。均衡考慮という自治体もございますけれども、月額3,000円ぐらいから月額1,000円と、当然月額2,000円というところもありますが、その自治体の状況に応じて徴収はしているようでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） すみません。無料の自治体は、調べてはいらっしゃらないですか。すみません。

○委員長（三澤隆一君） 市塚義務教育学校整備推進課長。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） 無料の自治体につきましては33のところにつきましては、無料なのかなというふうには考えてございます。

（「44のうち」と呼ぶ者あり）

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） （続）11が負担金を徴収している。

（「33が無料ということね」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員、どうですか。よろしいですか。

（「質問は」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質問いいですか。要望。

○委員（水柿美幸君） すみません。では、具体的に33というと、これ全部合わせて44市町村というと茨城県内のことをおっしゃっているのか、それとも全国で33なのですか、それとも。具体的にどういう市町村なのか分かる範囲で構いませんので、お願いします。

○委員長（三澤隆一君） 市塚義務教育学校整備推進課長。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） 茨城県内の状況でございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（水柿美幸君） すみません。私が調べた中では、かすみがうら市とか、ちょっと今手元に、かすみがうら市、あと桜川市もそうですし、境町もそうです。そういう意味で、無料の市町村もあるので、そういう意味では、受益者負担というのも非常に分からないでもないのですが、できれば思春期で何か家庭の事情で払えないとか、そういう意味で送り迎えになってしまうとか、そういうことで子供たちのいじめにつながらないような、そういう配慮というのも必要だと思いますし、小倉議員の質問にもありましたが、利用者負担をいただくと34万円程度、下館北中学校はということでしたので、そこまでして受益者負担というか、公平、公正にというのをやらなくても、これからの子供たちに対する投資という意味で何かしてあげればいいのかと思いますので、その辺検討いただければと思います。

○委員長（三澤隆一君） 市塚義務教育学校整備推進課長。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） すみません。私のほうで、今手元に44自治体資料ありますが、ボリュームがありますので、説明は割愛させていただければと思います。

なお、そのQ&Aの中で、これまで下館北中学区の保護者の方には、バスを運行する際の1割、または

2割、それは1人当たりの1割に当たる金額、もしくは2割に当たる金額、もしくは2,000円程度ということで説明をしまして、それにつきましては当然対象者の方の理解は得ているものと。その中で一、二名の方につきましては、そういった意見が出ているものというふうには認識しております。ただ、どうしても受益を受ける、受けない方につきましては、本市としての方針として、受益者負担の原則という形で公共施設の利用等につきましてもいただいている状況ですので、市としての足並みをそろえる意味でもほかの方、利用できない方についてもご理解をいただけるものというふうには認識しております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですね。

ほかに。

真次委員。

○委員（真次洋行君） おおむね6キロメートルということですが、ある人から今度はこの合併するということで、統合するというので、その境、私は6キロメートルには入っていないのだけれども、近いのだと。バスに乗れるとか乗れないとか、これはおかしいのではないかと。雨の日なんかは、ちょっと境で違っただけで乗っていく子と、ましてや中学生のお子さんは自転車にかばんを積んだり、そしていろいろなテニスやっている子とか前に置いたり、いろいろな荷物がたくさんあるのですって。そういうことも、だから、それはバスに乗れる距離とかそんなのは、やっぱり希望者全員とか、そういうことにしてあげたらいいのではないかと、こういう声があるのです。

そしてまた、今水柿委員が質問しましたけれども、我々も福祉文教委員会で研修に行ったところがあるのです。そこはバスは無料でした。教育という観点で、そういう意味で。これはなぜかという、今度は明野五葉学園も出て、これから統廃合するわけです。教育というのは国の宝です。そういう意味で、それから受益者負担というけれども、これは教育は本当に大変な問題なのです。その辺から考えたら、やっぱりこれは取るべき、今回の条例で2,000円と、こういうわけには私はいかないのではないかと思います。今後のことも考えて、これが基準になってどんどん、どんどん作成されてくると、非常に子供たち、または父兄にもこういう状況の中で負担にかけると。例えば34万円ぐらいだったら、何とか市の一般会計を工夫しながら、この教育で持っている予算の中でできるのではないかと、そういう検討をしてほしいなと思うのですけれども、どうなのでしょう。3点について。

○委員長（三澤隆一君） 市塚義務教育学校整備推進課長。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） まず、6キロメートルという基準でございます。おおむねという表記とさせていただいておりますのは、基本的に6キロメートルという、どこかでやっぱりラインを引かないと、該当する人、該当しない人は、どうしても落としどころとしては決めなくてはいけないというところがございます。その考え方の中で、当然6キロメートルを超えている方は対象としますが、自治会ですとか、育成会、子供会等の地域コミュニティの中で利用できる人、利用できない人が出てしまっただけというところの観点から、そういったところで当然6キロメートルを超えるような自治会ですとか、集落、子供会等についてはそこに属する生徒さんは利用できるというところで、私どものほうで規則のほうで原則大字でエリアを設定してございます。当然それ以外の方につきましては、個別の相談には応じるということで説明会の中でも説明はさせていただいております。ただ、どうしても利用できる方、利用できない方、それは子供の安心安全につきましては、統合するところだけではなく、全市的な、ほかの中学

校ですとか、にも関係してくるところかなというふうな認識もございまして、例えば関城ですと西保末辺りですとか、協和中学校ですと桑山辺りからですと、6キロメートルに近い距離を自転車で通学されている方もおりますので、他の地域とのバランスというものもやはり考える必要はあるのかなというふうに考えたところでございます。

それと、利用者自己負担につきましては、当然統合を進める上で、Q&A等によって保護者ですとかの方と協議を進めていく中で、スクールバスの運行につきましては、1割、もしくは2割、もしくは2,000円程度ということで説明は行ってきまして、ほぼほぼおおむねの方からご理解はいただいているものということでございます。ただ、ご意見としては承らせていただければと存じます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 6キロメートルというか、私はだから今言ったようなことを踏まえて、これは再度検討すべき問題であるということを提言したい、私はですよ、思います。そういう人の声も、さっき1人か2人という、知らない人からこうやって、直接かかってきませんけれども、周りの人が言われて、この人が言ったから議員さん何とかって来るわけです。そういう声を今伝えているわけですが。だから、そういう意味では、やっぱり検討する余地がかなりあると、今回の条例についても。

あと、2,000円というのは、今言った34万円だから、子供は本当にそういう意味では大事なのです、少子化の中では。それで、国のほうもそういうことで力入れていろいろな予算を配分しているのです。そういうことに対してやらないと、これがそのままずるずる、今度は統廃合ということの問題が必ず出てきますから、少子化。そういうのを基本になることについては、何ともこれは、私はもう少し検討する余地があるというふうに申し上げたいと思うのですけれども。予算的なものは何かそういうのがあれば、34万円に対して何かあれば。どうですか、これ。できないかどうか。

○委員長（三澤隆一君） 市塚義務教育学校整備推進課長。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） これまでの説明の中で、ほぼ理解はいただいているものとは思ってはいるのですが、本日いただいた意見としましては、持ち帰らせて検討はさせていただければというふうに考えております。

また、6キロメートルの話につきましては、32名の対象者のうち14名は利用しないということで、距離的なところと考えますと、ある意味妥当ではないかなというのは事務局のほうの意見ではございますが、ただ当然その中においても利用したいという方につきましては、個別の相談に応じるという体制を取っておりますので、その辺も含めてお含みいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 3回目ね。この下館北中学校から今言った樋口だとか奥田とか、あそこずっと上っていく坂があるのです、あれ。下館中学校に行くのには。結局緩やかであるけれども、長い距離は坂になっているからあれですけども、割と今言ったように下館北中学校だったらある程度ですけども、今度下館中学校まで行くのに結構坂というか、大変なのです、あれ。自転車に乗っているあれ、後ろ荷物を積んで、部のいろいろなものを積んで、かばん下ろして、そういうことをしていまして、雨が降ったりなんかのときは、傘差すのはいけない、かっぱ着てよくやっているのですけれども、その辺もどういふ話をされたか分かりませんが、そういうことを私見て感じましたので、その辺もちょっと検討すべ

き問題だと思いますので、これは私からの意見です。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 行政側としては、会議の進め方とか何か決めなければならないから、そういうふうにしたのでしょうけれども、こういう言葉ありますよね。国家百年の計は教育にあり。よく中学校の校長先生なんかが言うのですけれども、一人はみんなのためにとかみんなは一人のためにと。意外に保護者って、そういう会議ではなかなか意見というのは言えない、出しにくい。誰かが一つ言ってしまうと、帰り道に私も本当はそうだったのだよねという人が、おおむねそういう意見の人が多いのです。それで、市長がいつも言うとおりの、「住んで最高！筑西」の理念とは、これお金取ったら反していると思います。私は、再度考え直して、むしろ無料にすべきだと思うのですけれども。これ最初に条例つくってしまうと、これ基準になってしまいますので。幾ら中教審で6キロメートル程度といっても、それは中教審の話で、筑西市は別ですから。乱暴な話ですけれども、こういう意見がありました。勝手に統合を決めてしまって、今度遠くなってしまうと、バス乗るのに金取るのではないだろうと。義務教育でしょうと。少しぐらいの予算を、2,000円ぐらい取るのだったら、私は無料にすべきだと思います。意見です。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

水柿委員。

○委員（水柿美幸君） すみません、何度も。新しいことを決めるので、教育委員会の皆さんたちや準備委員会の皆さんは、本当にたくさんご苦労されているのは非常に分かります。ただ、新しいことをルールを決めていくので、古い基準というか、古く窮屈な思いをして過ごしている人たちに、先ほどほかの地域とのバランスという意味で、6キロメートル以上も自転車で走っている、または4キロメートル以上歩いている子供さんもいるという、さっき地域のバランスとおっしゃったのですが、これから新しいことをルールをつくっていく上で、やっぱり先ほど仁平委員も言ったように、住んで最高と思ってもらわないと、この地域に来てくれないではないですか。だから、その地域のバランスというのものもあるかもしれませんが、新たなルールをつくるので、できれば子供を安全で安心に通わせられる環境を提供しなくてはいけないのではないかなと思うので、その考え方がちょっと最初が違うのではないかなと思うのですが、その辺のところを考え直していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 市塚義務教育学校整備推進課長。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） 確かにそういったお考えもあるとは存じます。ただ、どうしても行政としまして、ほかで遠距離歩いている方がいるのも実態でございます。その統合するところだけ手厚くして、ほかの地域はどうなのだと言われた場合、やっぱりある程度の一定の平等性とか均衡というものは必要ではないかなというふうに考えて、我々打合せをしてきたつもりではおりますので、ご理解を賜ればと存じます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 水柿委員。

○委員（水柿美幸君） ありがとうございます。どこの子供たちも筑西市に住んでいる子供たちは安全で安心に通えるように、そういうふうないい学校の環境づくりに、ほかの劣悪な環境も変えていくようにしていきたいなと思いますので、いい環境をつくっていただいて、ではほかの劣悪な子供たちにもこういう

環境を整えていくという、前向きな方向性でやってもらえればと思いますので。

以上です。すみません。ありがとうございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

ほかに大丈夫ですね。

それでは、質疑を終結いたし……

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 暫時休憩してほしいのです。

○委員長（三澤隆一君） このままですか。

○委員（三浦 譲君） 別にこの件はあるので。

○委員長（三澤隆一君） そうですか。

では、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時20分

○委員長（三澤隆一君） 引き続き会議を再開いたします。

質疑を終結いたしました。

それでは、討論願います。

討論。そのまま行ってしまうですよ。いいですね。申出がなければそのまま採決に。

よろしいですね。それでは……

箱守委員。

○委員（箱守茂樹君） これは、採決取るという段階に入っているわけ。

○委員長（三澤隆一君） 今はまだ討論の段階です。討論終結しますという段階です。

○委員（箱守茂樹君） 討論の終結。

○委員長（三澤隆一君） ええ。討論の中で継続審査なりの意見があるのであればお聞きしますし、なければ採決に入ります。

よろしいですか。

○委員（箱守茂樹君） 意見は、いろいろあると思うのですが、来年4月から開校というようなことで、そのためのスクールバスというようなことで提案されているわけなので。ただ、ここにも、アンケートにもいろいろ出ているように、このままで通してしまうと、それについてはいろいろまた議論するところがあるのではないかと、こういうようなものが今まで皆さんの意見聞いていて、そんな感じですよ。ね。もっともって議論するところはあるのではないかと。そういうようなことなので、4月の開校に向けて継続審査等で一回こういうこれ議論し直したらどうですかと、そういうようなことで。

○委員長（三澤隆一君） このご意見に対しまして、継続審査が必要だということにご異議ある方いらっしゃいますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 異議なしということによろしいですか。

では、本議案は継続審査と決しました。

以上で審査を終了いたします。お疲れさまでした。

続きまして、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会所管の補正予算について審査を願います。

学務課から説明願います。

○学務課長（根本 薫君） 学務課の根本と申します。よろしくお願いします。着座で失礼します。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○学務課長（根本 薫君） 議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会学務課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、13ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。いずれも令和5年度当初から事務を執行する必要があるために債務負担行為をお願いするものでございます。

初めに、番号で言いますと61番、「真岡市義務教育委託」、期間は令和5年度。限度額は100万円。内容につきましては、隣接する真岡市へ小中学校の就学を委託するものでございます。

次に、62番、「小学校入学祝品購入」、期間は令和5年度。限度額、2,313万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額。内容につきましては、次年度に小学校に入学する児童に入学祝品として贈呈するランドセルを購入するものでございます。

次に、63番、「小学校教師用教科書・指導書購入」、期間は令和5年度。限度額は18万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額。内容につきましては、令和5年度に使用する小学校の教師用の教科書及び指導書を購入するものでございます。

次に、64番、「中学校教師用教科書・指導書購入」、期間は令和5年度。限度額、36万4,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額。内容につきましては、令和5年度に使用する中学校の教師用の教科書及び指導書を購入するものでございます。

次に、65番、「小中学校製氷機購入」、期間は令和5年度。限度額は、1,456万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額。内容につきましては、近年の記録的な猛暑による熱中症対策といたしまして、児童生徒が持参してくる水筒に氷を補充できるようにするために、小中学校に製氷機を設置するものでございます。

続きまして、22、23ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款18寄附金、項1寄附金、目10教育費寄附金、節1教育費寄附金、説明欄1、教育費寄附金に100万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、市内の企業様から教育関係事業への指定寄附として100万円をご寄附いただきましたことから、増額補正をお願いするものでございます。なお、企業様からのお申出によりまして、社名等は非公表とさせていただきます。

続きまして、36ページ、37ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目1小学校管理費、説明欄、小学校運営関係費に1,149万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。このうち、需用費の1,049万4,000円につきましては、電気料の高騰により、小学校の運営に係る電気料金の不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。また、備品購入費100万円につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました教育関係事業への

指定寄附金によりまして、拡大コピー機とスキャナーキットを購入するものでございます。拡大コピー機は、伊讃小学校と養蚕小学校、スキャナーキットは伊讃小学校と新治小学校に設置する予定でございます。

次に、項3 中学校費、目1 中学校管理費、説明欄、中学校運営関係費に1,062万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、電気料の高騰により中学校の運営に係る電気料金の不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 13ページの製氷機なのですが、これの配置は各校1個ですか。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

各学校に1台ずつの設置を予定しております。ただし、来年度下館北中学校が下館中学校に統合されて、合計25校になりますが、そのうちの明野地区の小学校の5校につきましては、1年間で令和6年度からは統合される予定でございます。そのうちの1台は購入しまして、統合後の明野五葉学園の前期課程、小学校部分に移設する予定でございます。残り4校は、レンタルで対応する予定でございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうすると、レンタルと購入とあるということなのですね。すると、1台どのくらいなのですか。

○委員長（三澤隆一君） 根本学務課長。

○学務課長（根本 薫君） お答えいたします。

購入する機械が生徒数によりまして大きさを若干変えておりまして、大きなものが45リットルタイプ、見積り価格ですが、おおよそ88万円、中規模のものが35リットルタイプでおおよそ73万6,000円、一番小さいもので25リットルタイプで60万5,000円程度となっております。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、義務教育学校整備推進課から説明願います。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） 義務教育学校整備推進課、市塚でございます。座って説明いたします。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○義務教育学校整備推進課長（市塚文夫君） 議案第92号についてご説明を申し上げます。

議案書の13ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。下から7行目、66番、「下館中学校スクールバス運行委託」を年度の当初から委託するに当たり、事前に契約等を行う必要があることから、712万3,000円に消費税及び地方消費税額を加算した額の範囲内を限度額とする債

務負担行為補正追加をお願いするものでございます。これは、令和5年4月の下館北中学校と下館中学校の統合に伴いまして、下館中学校に通う生徒のうち遠距離通学となる生徒の通学支援としてスクールバスを運行するため、バスの借り上げ、その運行、管理を業者に委託するもので、車両はマイクロバス1台、契約期間は1年間でございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、施設整備課から説明を願います。

○施設整備課長（成川幸夫君） 施設整備課、成川と申します。よろしく願いいたします。着座にてご説明申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○施設整備課長（成川幸夫君） 議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算(第6号)」のうち、施設整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

6ページをお開き願いたいと思います。第2表、継続費補正、1、変更でございます。款10教育費、項3中学校費、事業名、下館南中学校プール整備事業でございます。補正前の総額が6億2,000万円、年割額としまして、令和4年度が4億9,600万円、令和5年度が1億2,400万円に對しまして、補正後の総額を6億4,396万4,000円に増額をお願いするものでございます。また、年割額としまして、令和4年度及び令和5年度がそれぞれ2億5,758万6,000円、令和6年度が1億2,879万2,000円に変更をお願いするものでございます。下館南中学校プール整備工事につきましては、今年の5月に入札を予定しておりましたが、建設資材の高騰によりまして、入札中止となったところでございます。その後、再入札に向けまして、市場単価、建築工事標準単価、そして各種見積りについて最新のもので再積算した結果、工事設計額が増額となり、継続費の総額で2,396万4,000円の増額となるものでございます。また、工事の発注時期が先送りになることから、3か年の継続事業に変更し、それに合わせて年割額も見直すものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお願いしたいと思います。16ページでございます。第5表、地方債補正、1、変更でございます。下段の学校整備事業を御覧願います。補正前の限度額が15億3,960万円、補正後の限度額が13億1,310万円ということで、2億2,650万円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、6ページの継続費補正でご説明いたしました下館南中学校プール整備事業に係ります年割額の見直しに伴う地方債の限度額変更でございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款22項1市債、目10教育債、説明欄1、学校整備事業債につきましては、2億2,650万円の減額補正をお願いするものでございます。これは、16ページの地方債補正でご説明いたしました下館南中学校プール整備事業に係ります年割額の見直しによる地方債の限度額変更に伴います減額でございます。

続きまして、36ページ、37ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款10教育費、項2小学校費、目3小学校営繕費、説明欄、小学校施設営繕事業、こちらに86万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、大村小学校のプールの照明器具から、高濃度PCBを含有しました安定器の使用が確認されましたことから、高濃度PCB廃棄物を適切に処分する

ため、収集運搬業務と処分業務に係る委託料について増額をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費、目3中学校営繕費、説明欄、中学校施設営繕事業に74万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、下館北中学校テニスコートの照明器具から高濃度PCBを含有した安定器の使用が確認されたことから、高濃度PCB廃棄物を適切に処分するため、運搬業務と処分業務に係る委託料について増額をお願いするものでございます。

次に、同じく目3中学校営繕費、説明欄、中学校プール整備事業で、こちらは2億3,841万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、6ページ及び16ページでご説明いたしました下館南中学校のプール整備工事につきまして、工事管理委託料とプール整備工事費について、年割額の変更に伴いまして、2億3,841万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、地域交流センターから説明を願います。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 地域交流センター、海老澤と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算(第6号)」のうち、地域交流センター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、補正予算書13ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号67番、「しもだて地域交流センター受付案内委託」、期間は令和5年度。限度額は、426万円に消費税及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。内容につきましては、午前9時から午後4時30分までのアルテリオ1階の受付案内業務を委託するもので、令和5年度当初から業務委託となり、事前に契約等の手続が必要となるため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

次に、番号68番、「しもだて地域交流センター夜間管理委託」、期間は令和5年度。限度額は、364万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。内容につきましては、午後5時から午後10時までの夜間の施設貸出し及び施設管理業務を委託するもので、令和5年度当初から業務委託となり、事前に契約等の手続が必要となるため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習センターから説明を願います。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 生涯学習センターペアーノの長本と申します。着座にてご説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 生涯学習センター、長本です。議案第92号「令和4年度筑西市一

般会計補正予算(第6号)」のうち、生涯学習センター所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書13ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号69番、「関城地区公民館管理委託」、期間、令和5年度。限度額、657万8,000円につきましては、関城地区公民館の貸出し、清掃業務及び夜間の施錠管理を業務委託するものでございます。

番号70番、「生涯学習センター夜間管理委託」、期間、令和5年度。限度額、142万6,000円につきましては、生涯学習センターの夜間貸出し及び施錠管理を業務委託するものでございます。これらにつきましては、5年度当初からの業務委託となり、事前に契約等の手続が必要とするため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

津田委員。

○委員（津田 修君） これ、関城地区の公民館というのは今、黒子だけだよな。それでこれだけかかるのですか。

○委員長（三澤隆一君） 長本生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（長本敏介君） 関城地区公民館につきましては、委員申しますとおり、黒子公民館と河内公民館が今仮事務所ということで1つになっておりますが、そのほかに関本公民館は運営してございます。この関本公民館と仮事務所で運営しております、の貸出し業務の委託になります。

○委員（津田 修君） 黒子公民館だけではないのだ。

○生涯学習センター長（長本敏介君） はい。

○委員（津田 修君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、明野公民館から説明を願います。

○明野公民館長（國府田裕司君） 明野公民館の國府田です。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） お願いします。

○明野公民館長（國府田裕司君） 議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会明野公民館所管の補正予算についてご説明申し上げます。

13ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号71、事項、「明野公民館夜間管理委託」、期間、令和5年度。限度額は、164万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これにつきましては、施設の夜間貸出し対応及び施錠管理等の業務を委託するものでございます。令和5年度の業務でございますが、年度当初からの業務執行が必要となることから、事前に契約等の事務処理を行うため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。お疲れさまでした。

次に、協和公民館から説明をお願いします。

○協和公民館長（日向繁樹君） 協和公民館、日向と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○協和公民館長（日向繁樹君） 議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会協和公民館所管の補正予算についてご説明させていただきます。

補正予算書13ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号72、「協和公民館夜間管理委託」でございます。期間は令和5年度。限度額、164万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。これは、施設の夜間貸出し及び施錠管理を業務委託するものでございます。令和5年度当初からの業務委託となり、事前に契約等の手続が必要となるため、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） ありがとうございました。

次に、美術館から説明をお願いします。

○美術館副館長（小栗美代子君） 美術館、小栗と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○美術館副館長（小栗美代子君） 議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会美術館所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書14ページをお開き願います。第4表、債務負担行為補正、1、追加でございます。番号73、「しもだて美術館受付委託」でございます。期間は令和5年度。限度額は、408万9,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲でございます。これは、美術館の入館チケットの販売と案内等の業務を年度当初から委託するため、事前に契約等を行う必要があることから、しもだて美術館受付委託を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

以上で議案第92号について全ての説明、質疑を終了いたしました。

議案第92号について討論をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

（「ちょっと待って。先ほどのスクールバスの件のあれが入っているんだけど」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） （続）91号ではないですか。

（「この中の予算の中に」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） （続）そうですね。

（「バスには反対しているの」「だから、それは上げてもいいじゃない。予算は上げてもいい」「補正だから」「スクールバス自体はやるのだけれども、やり方の問題だから」「そのままでいいかもしれないね」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） （続）それでは、議案第92号「令和4年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。どうもありがとうございました。

以上で教育委員会の審査を終了いたします。

執行部は退席願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（三澤隆一君） 以上で福祉文教委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会の最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時50分